

令和2年第2回定例会

# 階上町議会会議録

令和2年6月 9日 開会

令和2年6月11日 閉会

階上町議会

## 令和2年第2回階上町議会定例会 会議録目次

### ○第1号 6月9日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
提案理由説明（議案一括上程）	4
請願第1号議題、委員会付託	10
散会の宣告	11

### ○第2号 6月10日（水曜日）

議事日程	12
本日の会議に付した事件	12
出席議員	12
欠席議員	13
説明のため出席した者の職氏名	13
職務のため出席した者の職氏名	13
開議の宣告	14
一般質問	14
長根岩夫君	14
荒谷憲輝君	23
寅谷正君	40
散会の宣告	56

### ○第3号 6月11日（木曜日）

議事日程	57
------	----

本日の会議に付した事件	58
出席議員	58
欠席議員	59
説明のため出席した者の職氏名	59
職務のため出席した者の職氏名	59
開議の宣告	60
報告第1号議題、質疑	60
議案第1号議題、質疑、討論、採決	61
議案第2号議題、質疑、討論、採決	65
議案第3号議題、質疑、討論、採決	65
議案第4号議題、質疑、討論、採決	66
議案第5号議題、質疑、討論、採決	67
議案第6号議題、質疑、討論、採決	67
議案第7号議題、質疑、討論、採決	68
議案第8号、議案第10号、議案第11号一括議題、質疑、採決	73
議案第9号議題、質疑、討論、採決	73
議案第12号議題、質疑、討論、採決	74
議案第13号議題、質疑、討論、採決	75
議案第14号議題、質疑、討論、採決	75
議案第15号議題、質疑、討論、採決	76
議案第16号議題、質疑、討論、採決	76
議案第17号議題、質疑、討論、採決	77
議案第18号議題、質疑、討論、採決	77
議案第19号議題、質疑、討論、採決	78
議案第20号議題、質疑、討論、採決	79
議案第21号議題、質疑、討論、採決	80
議案第22号議題、質疑、討論、採決	80
閉会中における継続審査の件	81
議員派遣の件	82
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	83
町長挨拶	83
閉会の宣告	84
署名議員	85



令和2年第2回階上町議会定例会会議録

( 第 1 号 )

令和2年6月9日(火曜日)

# 令和2年第2回階上町議会定例会

## 議事日程第1号

令和2年6月9日 午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員（13名）

2番	寅谷	正君	3番	荒谷	憲輝君
4番	大下	修君	5番	小松	雅彦君
6番	上道	二三男君	7番	長根	岩夫君
8番	森	榮吉君	9番	濱谷	貴樹君
10番	松尾	國治君	11番	百目木	和俊君
12番	大江	和夫君	13番	郷州	公典君
14番	林	貢君			

## 欠席議員（1名）

1番 下沢育男君

### 説明のため出席した者の職氏名

町長	浜谷豊美君	副町長	沼沢範雄君
教育長	丸岡博君	総務課長	野沢雅浩君
総合政策課長	濱浦幸夫君	税務課長	佐京実君
町民生活課長	日影百合子君	健康福祉課長	長根清子君
産業振興課長	鹿原昭君	建設課長	上静志君
教育課長	引敷林広貴君	会計管理者	澤田充君
農業委員会 事務局長	地代所誠君	代表監査委員	三上孝八君

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	西山圭一君	庶務GL	下平有香君
総務課主査	花生智紀君		

---

## ◎開会及び開議の宣告

### ○開会の宣告

午前 10 時 00 分

### ○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（林貢君） ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、令和 2 年第 2 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

## ◎会議録署名議員の指名

○議長（林貢君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、2 番 寅谷正君、3 番 荒谷憲輝を指名いたします。

---

## ◎会期の決定

○議長（林貢君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 11 日までの 3 日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から 6 月 11 日までの 3 日間と決定いたしました。



---

## ◎提案理由説明

○議長（林貢君） 日程第3、この際、報告第1号 令和元年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についての件から、議案22号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件まで、23件を一括して上程いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

○町長（浜谷豊美君） 本日ここに、令和2年第2回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

まずはじめに、議員各位、そして町民の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策に多大なるご理解とご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

また、感染症の対応に、献身的にご尽力されております全国の医療従事者の皆様をはじめ、その活動を支えておられる関係者の皆様に対しまして、心から敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

併せて、衛生資材が不足する中、今日まで、町内外の事業者、団体の皆様、そして町民の皆様から、マスク等のご寄附をいただくなど、温かいご支援に対しまして、改めて心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、去る5月25日に、首都圏等を含む全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されたところであり、本町におきましては今までのところ感染者は発生しておらず、また県内でも、5月7日以降新規の感染者は発生していない状況にあります。町民の皆様をはじめ、県民挙げて「不要不急の外出自粛」等に御協力をいただいたことにより、適切に封じ込めがなされてきたものと考えております。

今後におきましても、感染症の第2波、第3波の到来に備えて、新しい生活様式を取り入れるなど、気を緩めることなく、引き続き感染拡大防止策に万全を期してまいります。

また、この後、ご説明いたしますが、はしかみ応援振興券をはじめとする、新型コロナウイルス感染症に関する各種対策事業を展開しておりますので、今後も国、県、関係機関と緊密に連携、協力を図りながら、感染症対策に迅速かつ適切に対応してまいります。

議員各位のご理解とご協力を引き続きお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げ審議の参考に供したいと思っております。

報告第1号 令和元年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和元年度に定めました、地域密着型サービス等施設整備事業、保育所等整備事業等に係る繰越計算書を調整し、報告するものであります。

議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和2年度税制改正に係る地方税法の一部改正に伴い、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の対応として、現に所有している者の申告の制度化及び使用者を所有者とみなす制度の拡大の規定その他所要の改正をするため、階上町税条例等の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置による地方税法の一部改正に伴い、納税の猶予制度の特例に係る規定その他所要の改正をするため、階上町税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和2年度税制改正に伴い、課税免除の適用期間が2年間延長されたため、階上町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和2年度税制改正に係る、地方税法施行令及び所得税法等の一部改正に伴い、課税限度額の引き上げに係る規定その他所要の改正をするため、階上町国

民健康保険税条例の一部を改正する条例を 制定することを専決処分したものについて、その承認を求めため提案するものであります。

議案第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴い、感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免について、階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めため提案するものであります。

議案第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴い、感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免について、階上町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めため提案するものであります。

議案第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和元年度階上町一般会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めため提案するものであります。

既定の総額に 8,184 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 60 億 491 万 4 千円といたしました。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入は、県支出金 611 万 5 千円、諸収入 861 万 5 千円等を減額し、地方消費税交付金 1,822 万 6 千円、地方交付税 5,384 万 2 千円等を追加したものであります。

歳出は、衛生費 1,022 万 7 千円、教育費 1,083 万円等を減額し、土木費 4,373 万 2 千円、諸支出金 1 億円等を追加したものであります。

次に、第 2 表繰越明許費補正であります。既定の事業費の変更に伴い、繰越明許費に係る金額の変更分を補正したものであります。

次に、第 3 表地方債補正であります。既定の地方債に係る変更分を補正したものであります。

議案第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和元年度階上町国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求め

ため提案するものであります。

既定の総額に歳入歳出それぞれ 589 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 15 億 9,021 万 2 千円といたしました。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 584 万 7 千円を減額し、国民健康保険税 423 万 5 千円、諸収入 136 万 2 千円等を追加したものであります。

歳出につきましては、保険給付費 3,942 万 7 千円、保健事業費 141 万 6 千円等を減額し、予備費 4,772 万 1 千円を追加したものであります。

議案第 9 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和元年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額から歳入歳出それぞれ 11 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4,418 万 9 千円といたしました。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 10 万 5 千円等を減額したものであります。

歳出につきましては、施設管理費 11 万 5 千円を減額したものであります。

議案第 10 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和元年度階上町介護保険特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額から歳入歳出それぞれ 827 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 13 億 3,653 万 8 千円といたしました。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金 138 万 7 千円、支払基金交付金 765 万 4 千円、繰入金 157 万 8 千円を減額し、県支出金 234 万 7 千円を追加したものであります。

歳出につきましては、保険給付費 1,428 万円を減額し、基金積立金 600 万 8 千円を追加したものであります。

議案第 11 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和元年度階上町後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額から歳入歳出それぞれ 27 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 2,231 万 1 千円といたしました。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、保険料 24 万 5 千円等を減額したものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金 24 万 5 千円等を減額したものであります。

議案第 1 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和 2 年度階上町一般会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したのものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額に 15 億 168 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 71 億 7,168 万 8 千円といたしました。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入は、国庫支出金 13 億 5,294 万円、繰入金 1 億 4,874 万 8 千円を追加したものであります。

歳出は、総務費 13 億 5,294 万 7 千円、商工費 1 億 3,200 万 4 千円等を追加したものであります。

歳出のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済活動の縮小などの影響を受けたことへの対策として、全町民に対して一律に 10 万円を給付する、特別定額給付金事業として 13 億 5,294 万 7 千円、町独自の支援策として、町民の元気と町内の消費需要喚起につなげ、加えて子育て支援を図るため、全町民に商品券を配布する、はしかみ応援振興券に係る経費として 8,054 万 4 千円等を計上したものであります。

議案第 1 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和 2 年度階上町一般会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したのものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額に 1,490 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 71 億 8,659 万円といたしました。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入は、国庫支出金 1,490 万 2 千円を追加したものであります。

歳出は、民生費 1,490 万 5 千円を追加したものであります。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた子育て世帯を支援するため、児童手当受給世帯に一時金を支給する、子育て世帯への臨時特別給付金に係る経費として追加したものです。

議案第14号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した町国民健康保険の被保険者等へ傷病手当金の支給に伴う所要の改正及び条文の整理をするため提案するものであります。

議案第15号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の保険料軽減強化に係る、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第16号 令和2年度階上町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額に、それぞれ328万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を71億8,987万9千円とするものです。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入は、国庫支出金30万3千円、県支出金117万2千円、諸収入181万4千円を追加するものであります。

歳出は、民生費445万5千円、土木費494万8千円等を減額し、総務費1千779万8千円等を追加するものであります。

歳出のうち、光ケーブルの復旧及び移設工事に係る経費として254万1千円、小中学校保健室エアコン設置工事に係る経費として121万8千円等を計上しております。

議案第17号 令和2年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ89万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,495万7千円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金89万6千円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費89万6千円を追加するものであります。

議案18号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、1人の委員の任期満了に伴う、後任の委員を任命するため提案するもの

であります。

議案 19号 階上町農業委員会委員の任命に当たり委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び同法律施行規則第2条第2号の規定により、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするため提案するものであります。

議案 20号 階上町農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、農業委員会委員を任命するため提案するものであります。

議案 21号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、1人の委員の任期満了に伴う後任の委員を選任するため提案するものであります。

議案 22号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき 意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、1人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程における質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

○議長（林貢君） これをもって提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎請願第1号議題、委員会付託

○議長（林貢君） 日程第4、請願第1号 日米地位協定の抜本的見直しを求める請願の件を議題と致します。

お諮り致します。

ただいま議題となっております請願の件については、会議規則第92条の規定により、総務財政常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号の件は、総務財政常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(林貢君) 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、6月10日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(散会時刻 午前10時28分)



令和2年第2回階上町議会定例会会議録

( 第 2 号 )

令和2年6月10日(水曜日)

## 令和2年第2回階上町議会定例会

### 議事日程第2号

令和2年6月10日 午前10時00分開議

#### 日程第1 一般質問

- 7番 長根 岩夫君 (1) 生活保護基準の見直し等について  
(2) ふるさと納税について  
(3) 中学生へのピロリ菌検査等について
- 3番 荒谷 憲輝君 (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について  
(2) ハマの駅あるでい～ばの運営について
- 2番 寅谷 正君 (1) 浜谷町長の政治姿勢について  
(2) 子育て支援策について  
(3) 広報はしかみ全戸配布の件について  
(4) 小中学校後援会寄付金徴収に関する周知徹底について  
(5) 小白浜海岸の「磯焼け」拡大の原因と対策について  
(6) 日本海溝大津波に関する対策について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

#### 出席議員（13名）

2番 寅 谷 正 君	3番 荒 谷 憲 輝 君
4番 大 下 修 君	5番 小 松 雅 彦 君
6番 上 道 二 三 男 君	7番 長 根 岩 夫 君
8番 森 榮 吉 君	9番 濱 谷 貴 樹 君
10番 松 尾 國 治 君	11番 百 目 木 和 俊 君
12番 大 江 和 夫 君	13番 郷 州 公 典 君

14番 林 貢 君

**欠席議員（1名）**

1番 下 沢 育 男 君

**説明のため出席した者の職氏名**

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	沼 沢 範 雄 君
教 育 長	丸 岡 博 君	総 務 課 長	野 沢 雅 浩 君
総合政策課長	濱 浦 幸 夫 君	税 務 課 長	佐 京 実 君
町民生活課長	日 影 百 合 子 君	健康福祉課長	長 根 清 子 君
産業振興課長	鹿 原 昭 君	建 設 課 長	上 静 志 君
教 育 課 長	引 敷 林 広 貴 君	会 計 管 理 者	澤 田 充 君
農業委員会 事務局 長	地 代 所 誠 君	代 表 監 査 委 員	三 上 孝 八 君

**職務のため出席した者の職氏名**

議会事務局長	西 山 圭 一 君	庶 務 G L	下 平 有 香 君
総務課主査	花 生 智 紀 君		

---

## ◎開議の宣告

### ○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（林貢君） ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

## ◎一般質問

○議長（林貢君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

○7 番（長根岩夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、7 番、長根岩夫君の質問を許します。

○7 番（長根岩夫君） ハイ、7 番、長根です。

○議長（林貢君） ハイ、7 番、長根岩夫君。（長根議員登壇）

○7 番（長根岩夫君） 7 番、長根岩夫です。6 月定例会に質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。

この度は新型コロナウイルスの流行により多くの方々が感染されており、闘病生活を余儀なくされた皆様には心からお見舞いを申し上げます。また、ご逝去された方々には衷心よりご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。加えてこの度は、新型コロナウイルスの影響により経済活動がままならない状況であり、国や当町においても感染防止のための、失礼。危機管理、更には町民への支援対策などのために寸暇を惜しみ、職務に精励する職員の方々には改めて感謝を申し上げたいと思います。

それではお許しをいただきまして、質問に入らせていただきます。

初めに生活保護基準の見直し等について、お伺いをいたします。

国では生活保護基準について5年ごとに見直しを行っており、平成30年度から3か年のうちに見直しをすることになっておりました。最終年度となる今年度には5%程度の増減があるとされ、報道では生活保護世帯の約67%が減額になる可能性があるとしておりました。

そこで今回の保護基準の見直しにより、金額にしてどの程度の影響があるのか。保護世帯の状況の違いもありますので、高齢者2人世帯、あるいは母子2人世帯などの標準的な例について伺っておきたいと思えます。

また、平成29年度の全国の保護受給者数は約212万4千人となっております。青森県の保護率は約2.3%となっており、全国でも6番目に多い県に挙げられておりました。

そこで当町における保護者数と保護率、また、世帯数について近隣の自治体との対比を含めお伺いをいたします。憲法では、「国民は健康で文化的な最低限度の生活ができる」とございます。このため生活保護の費用については、国が4分の3を地方自治体が4分の1を負担することになっております。これらに関連する費用として、当町の支出負担等について伺っておきたいと思えます。

次に新型コロナの影響により特定警戒地域では生活保護世帯数が前年同期の2倍から5倍も増えているということであります。当町の実情を確認をさせていただき、厳しさを増す保護世帯への支援や見守りについて、町はどのような対応を考えておられるのか伺っておきたいと思えます。

次にふるさと納税について、お伺いをいたします。ふるさと納税については、平成29年の9月定例会において質問をさせていただいておりました。その際には「インターネットのポータルサイトを活用することや低すぎる返礼品の割合を大きくすることなど」の見直しについて、提言をさせていただいた、いただいております。

先頃青森県では、平成30年度のふるさと納税ランキングを公表しております。三戸郡内の寄付額では、南部町が2億8千万円で県内で4位となっております。次いで三戸町が1億7,500万円で6位でありました。次に五戸町が約6,400万円で13位。次ぐ14位が田子町で約4,500万円。新郷村はちょうど中間位にあたる20位で約2,300万円となっております。階上町の納税額は約280万円で、36位という結果でございました。郡内の町村と比較する時、納税額で最も近い上位の新郷村でも2千万円の差となっております。本町の寄付額が際立って少ないように見受けられました。以前に当町の返礼品の割合が約5.7%と極めて少ない数字であること

を確認させていただきましたが、現在の割合はどのように推移をしているのか、改めて確認をさせていただきます。

また、多くの町、村ではふるさと納税にける期待は大きく、財源確保のためあらゆる有効な手段を講じ、確実に成果を上げる努力をしているように思います。それらの自治体ではふるさと納税の専門職員を配置し、お客様にふるさとを意識してもらい、町とお客様の絆を結びつけるようなPRを展開することで、継続的にご寄付をいただくことにつながっているように思っております。魅力ある返礼品の開発や提供に力を入れることはもちろん、必要とあらば大きな経費を掛けてでも最終的には更なる収益の増加につながるという考えの基に施策を講じているように思います。

このような貴重な財源となり得るふるさと納税であります。寄付額の増収を図るためにも思い切った対策が必要ではないかと思うものであり、改めて町のお考えを伺います。

2つ目の質問であります。ふるさと納税は自分が応援をしたいと思う地方自治体へ、団体へ寄付できる制度でありますので、当然、当町の町民が他の自治体に寄付することもあるかと思っております。

そこで平成30年度及び令和元年度における本町の寄付額から、町民が他の自治体に寄付したことによる寄付金控除額及びふるさと納税の募集や受け入れに伴う費用などの経費を差し引いた実収入の金額についてお伺いをしておきたいと思っております。

次に中学生へのピロリ菌検査等について、お伺いをいたします。このことにつきましては、以前にも質問させていただいております。答弁では「八戸市医師会との協議や八戸市近隣の動向を踏まえて検討をする」ということであったかと思っております。胃がんの罹患率は高く、また、痛みのないまま進行が早いことなどから依然として死亡原因の上位となっているのではないかと思っております。このことから、胃がんの原因の一つとされるピロリ菌の検査については、すでに南部町や田子町において町の費用で中学2年生を対象とする検査を実施しておりましたが、今年度から八戸市においても若年期からの予防を目的として検査を行うことで予算を計上されておりました。この検査は中学生の貧血検査で採取した血液を用いることで、身体的負担は少なく、費用については陽性反応があった場合の二次検査に係る費用を含め、予算は380万円とかなり少ない、低額で済むということでありました。

当町では町民の健康寿命延伸のために健康宣言を行っております。検診の推奨を謳っており、その成果は順調に上がっていると思っております。

また、胃がんについては早期発見の場合は、ほぼ100%治癒出来るということでありますので、発見の遅れによる深刻な病とならないためにも、町の将来を担う中

学生のピロリ菌検査及び除菌の助成について、改めて町の対応をお伺いいたします。  
以上で壇上からの質問を終わります。(長根議員降壇)

○町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

○町長(浜谷豊美君) それでは、長根議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、生活保護基準の見直し等についての件であります。議員ご案内のとおり、国では平成30年10月から段階的に施行しており、年齢・世帯人数・居住地域別にみた生活扶助基準と消費実態の是正や、母子加算、児童扶養加算などの有子世帯における扶助・加算の見直し中であります。

この生活保護基準の見直しで影響を受ける方は、主に、都市部の母子家庭であり、本町の場合、生活保護受給者の中で、この見直しにより影響を受けた方はありませんでした。

次に、生活保護費の標準的な例についてであります。高齢者夫婦世帯で、夫65歳、妻65歳の場合、最低生活保障水準額の月額、本町、これは3級地-2という分類されるそうですが、本町の場合、世帯当たり11万1,980円となっております。そのほか、これに加えて、医療費や介護費等の実費相当が必要に応じて給付され、更に住宅扶助として最大3万円まで支給されます。

また、母子2人世帯で、母30歳、子4歳の場合であります。最低生活保障水準額の月額は、本町の場合、世帯当たり13万8千円となっております。そのほか、医療費、住宅扶助に関しても、高齢者世帯と同様に支給されます。

次に、生活保護の費用に関する支出負担につきましては、議員ご案内のとおり、国4分の3と地方自治体4分の1となっております。4分の1については県、これは三戸地方福祉事務所でございますが、県で負担することになっておりまして、本町からの負担はございません。

次に、保護者数と保護率につきましては、令和元年4月現在、134世帯、保護者数は159名、保護率は1.19%となっております。また、三戸郡内町村の保護率は、高い順に、三戸1.90%、次いで南部町、田子町、階上町、五戸町、新郷村が0.62%であります。この順となっております。

最後に、保護世帯への支援や見守りについての、町の対応についてであります。生活保護を受給されている方への相談については、担当者に社会福祉主事である有資格者を配置し、電話や窓口での相談支援を行っており、決定機関である三戸地方

福祉事務所への報告、連絡など、迅速に対応できる体制をとっております。

また、生活困窮者や新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困難となった方への相談に関しましても、電話や窓口、訪問等での相談支援を行っており、必要に応じて三戸地域自立相談窓口や社会福祉協議会等と連携し、個別の生活困窮状況に応じて、適切な福祉サービスを受けられるようサポートしております。

次に 2 点目の、ふるさと納税についての件ですが、まず、現在のふるさと納税に対する返礼割合についてですが、返礼割合は、寄付額に対して、返礼品調達に要した経費の割合でございます。

議員ご案内のとおり、「以前、平成 28 年度」の本町の返礼割合は 5.7%であり、当時の地元産品返礼品は、2万円以上の寄付をされた方に5千円相当を1品、10万円以上の寄付をされた方に5千円相当を2品、という基準を設け、返礼品をお送りしておりました。

そのため、返礼割合は寄付額に対して、低い割合となっております。

そこで、平成 30 年度から、ポータルサイト「さとふる」を活用し、寄付下限額を5千円まで引き下げることとし、寄付区分を、2段階方式から6段階方式へと拡大し、見直しを行ったところであります。

また、平成 31 年 4 月 1 日に施行されました、「ふるさと納税指定制度」の要件が、「返礼割合は寄付額の3割以内」となったことから、返礼品提供事業者のご協力をいただきながら、返礼割合の見直しを進めたことにより、令和元年度の返礼割合は、27.9%となりました。

次に、寄付額の増収を図る対応についてですが、これまでの寄付受入件数と寄付額の推移でございますが、平成 29 年度は 18 件、寄付額は 115 万円ございました。

ポータルサイトによる寄付受付を開始した、平成 30 年度は 180 件、寄付額は 280 万 5 千円ございました。

令和元年度は 330 件で、寄付額は 539 万円となっており、寄付額は、年々、増加しております。

令和元年度は、寄付額の約 9 割が、ポータルサイトからの寄付となっており、ポータルサイトの有用性が分かる結果となっております。

このことから、今年度はポータルサイトを1社追加し、2社体制とすることで、寄付受入窓口の拡大を図り、更なる寄付の増加に繋げる体制を構築してまいります。

次に、平成 30 年度及び令和元年度の、本町の寄付額から、町民が他の自治体へ寄付したことによる、寄付金税額控除額と、募集等に要した経費を差し引いた実収入額についてですが、平成 30 年度の 280 万 5 千円の寄付に対する返礼品の調



達に係る費用は、105万5千円となっております。

また、町民の方が他の地方公共団体に対して、ふるさと納税をされたことによる、平成30年度の本町の住民税の控除額は112万4千円となっており、平成30年度の実収入額は62万6千円となり、次に、令和元年度の実収入額についてであります。令和元年度の539万円の寄付に対する返礼品の調達に係る費用は、240万2千円となっております。

また、町民の方が他の地方公共団体に対して、ふるさと納税をされたことによる、本町の令和元年度の住民税の控除額は150万6千円となっており、令和元年度の実収入額は148万2千円となります。

次に3点目の、中学生へのピロリ菌検査等についての件であります。青森県保健統計年報によりますと、平成24年から28年の人口動態統計により算出した「標準化死亡比」において、本町の胃がんによる死亡の状況は、女性は全国平均以下まで改善したものの、男性は全国平均より1.5倍、高い状況にあります。

早期発見・早期治療の二次予防を目的としたがん検診に並び、一次予防にあたる、発症予防の効果が期待されるピロリ菌検査及び除菌は、減塩など生活習慣の改善と併せ、次世代のがん予防として必要な施策と考えております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中学生を対象としたピロリ菌検査及び除菌に対する助成事業を予定していた自治体では、実施を延期している状況であります。

また、先行自治体からは、検査及び治療に関する適切な理解、陽性判定となった児童と保護者が抱える胃がんへの不安に対する支援に苦慮されていることを伺っております。

本町におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が抑えられ、医療機関体制等も安定した際には、町内外の医療機関や八戸市医師会等との連携体制の構築を図り、進めてまいります。

来年度は、まずピロリ菌検査のモデル事業として、陽性者への相談体制の確立を図るため、親から子どもへの家族感染を防止することを含め、30代の生活習慣病予防健診及び国保人間ドックの受診者から開始する計画であります。

中学生への実施につきましては、モデル事業への陽性者数等の実態を把握し、検討の上進め、将来的には、受診者の発症予防だけでなく、生まれてくる子どもの感染を予防する「0次予防」が展開できるよう、対象者の拡充を図ってまいりたいと考えております。

重ねて、ピロリ菌検査等助成事業の利用促進につなげるために、中学生を対象に、検査や治療への理解や生活習慣の改善、健診受診の必要性を内容とした、がん予防

教育の一層の充実を図ると共に、引き続き、成人のがん検診及び精密検査の受診勧奨の強化を継続し、本町の健康水準の向上に努めてまいります。

以上でございます。(町長降壇)

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) ハイ、7番、長根です。加えて質問をさせていただきます。まずは丁寧なご答弁をありがとうございました。

生活保護世帯について、母子家庭、高齢者世帯の給付額等をお伺いしました。その中でまた、生活保護基準ということについて最低賃金と連動をしていると聞いております。近年では生活保護基準以下、あるいは少し上のレベルという所得の低い世帯が増えていると言われております。厚労省の平成28年度の国民生活レベル基礎調査では、1年間の所得が200万円以下の世帯が19.6%、約2割を占めております。また、300万円以下の世帯が33.3%で、実に3軒に1軒の割合を占める状況となっております。さらに日本の全体の平均所得では、約546万円となっております。これを下回る世帯は全体の約6割を超える値となっております。このデータから当町においても、生活保護を受けていないシングルマザーや高齢者世帯、非正規雇用の若い方、働いても収入が生活保護レベルに達しない世帯は多くなっているのではないかと懸念しております。

生活保護世帯の所得と同水準、あるいはそれ以下の所得の世帯について、町はどのような形で把握をされ、また、生活支援などの対策を考えているのか伺っておきたいと思えます。

ふるさと納税についてであります。返礼金割合の率は現在は、元年度において27.9%となっていると伺いました。さらにはポータルサイトの有効活用、2社を活用するというご期待を伺っております。そういう中で、先頃ポータルサイトを拝見させていただきました。率直な感想は、他の自治体と比べるとということで恐縮ではありますが、返礼品が少ないというイメージでございました。特産品の魅力を伝えるには何か物足りなさを感じるものでございました。

そこで町として今後、具体的にどのような対応を考え、更なる成果を上げようとお考えになっているのか伺っておきたいと思えます。

最後にピロリ菌検査についてであります。健康医療制度としてピロリ菌感染者

の除菌治療が、いわゆる保険診療として行えるようになってからすでに7年が経過しております。費用についても比較的安く実施できるようになっておりまして、この検査により胃がんのリスクを早期に取り除き、医療費が抑制されるということでもあります。さらには国保税の負担軽減につながる有効な施策でもあると認識をしております。

コロナ対策等による町の費用負担が増えておりまして、財政的にも大変なところであるかと思いますが、将来を担う子ども達のためにも是非とも実施をしていただくように、改めて希望しておきたいと思っております。

以上について、お願いいたします。(長根議員着席)

○健康福祉課長(長根清子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、長根健康福祉課長。(健康福祉課長起立)

○健康福祉課長(長根清子君) それでは長根議員の再質問にお答えいたします。

町では、平成31年1月に子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査を0歳から小学校6年生までの保護者、1,102人を対象に実施し、906人から回答をいただきました。その調査結果、経済的にやや苦しいと答えた方が約30%、大変苦しいと答えた方が約5%ありました。また、令和2年4月1日現在、年間80万円以下の収入で非課税世帯の方は65歳以上の高齢者においては全体の約18%を占め、家族と同居していないひとり親世帯では約8%を占めております。

このような状況を踏まえ、ひとり親世帯や高齢者、障害者世帯、非正規雇用の若者などの中で生活支援が必要な方の把握につきましては、各種サービス利用申請時の面談や申請時訪問、家庭訪、失礼しました。生活保護受給者の相談の時など、丁寧に傾聴しながら生活状況を把握し支援しております。経済的な理由に、経済的な心配に関する相談件数は令和元年度、延べ120件程度あり、面談や電話、訪問などにより複数回支援し、そのうち生活保護が決定となったケースは22件でした。

新型コロナウイルスの影響による相談は現在ありませんが、社会福祉協議会の緊急小口資金事業の申請者は3月から開始し、22名程度ありました。この事業の5月、6月の申請は減少しておりますが、申請者の収入の減少が長期になってくる場合には、コロナ関連のサービスを含め既存の各種サービスを紹介しながら、県福祉事務所担当2名のケースワーカーや地域の民生委員さんなどと協力し、見守りの強化、相談支援事業の強化をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。(健康福祉課長着席)

○総合政策課長（濱浦幸夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、総合政策課長、濱浦幸夫君。（総合政策課長起立）

○総務課長（濱浦幸夫君） ハイ。それでは、長根議員のふるさと納税についての再質問にお答えいたします。

成果を上げるための対応についてであります。令和元年度の返礼品につきましては町内4事業者からご協力をいただき、食品や生活用品など17品目の返礼品の提供を令和2年度も引き続きご協力をいただいているところでございます。平成30年度からポータルサイトを活用したことにより、本町を応募してくださる全国の方々からの寄付額は、年々増加しております。さらに今年度1社追加契約したことで、本町のふるさと納税のサイトを見る方々は更に増加すると見込んでおります。

今後においても返礼品提供事業者を新たに発掘し、特産品を活用した返礼品のラインナップやバリエーションを増やし、ポータルサイト運営会社と連携を図りながら本町の特産品をPRしていただくことで、本町を応援してくださる方々を増やしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。（総合政策課長着席）

○7番（長根岩夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、7番、長根岩夫君。（長根議員起立）

○7番（長根岩夫君） ハイ、ありがとうございました。7番、長根です。加えてお話をさせていただきます。

生活保護についてであります。新たな保護件数が22件と伺ったように思いました。コロナウイルス発生前の件数であるかと思えます。今後は更に増えてくることも考えられます。さらなるご支援、対応をお願いしておきたいと思えます。

所得の低い世帯の状況と支援等について色々伺ったところでありますけれども、消費税が10%となり、また、新型コロナウイルスによる経済活動の停滞もございませぬ。生活保護世帯の母子世帯、あるいは障害者、更には高齢者世帯など儉約するにも限界に近いものがあったりするわけで、かなり厳しい状況にあるのではないかと感じておりました。

町では、この度のコロナ対策費として国からの助成金10万円のほかに、商品券の

支給や学校給食費の無料化等を掲げているわけではありますが、生活保護を受ける方々に加え所得の低い方々への支援についても、今後ともしっかりとした支えが必要であるかと思っておりますので、町において更なるご支援と対策を講じていただきますように希望しておきたいと思っております。

ふるさと納税についてであります。職員一丸となって頑張らせていただいている。そういう現状にもあるかと思っております。そしてまた全国の納税ランキング、少し長くなりますが1位から4位までが160億円を超える納税となっております。また、10位までに8つの町がランクインをしております。そしてまた、この上位の何町村かは、ふるさと納税について適正を欠くとして国のほうから注意をされているところでもありました。

しかしながら、これらの自治体の首長さんにおいては財政健全化にかける、待たなしの思いと、そして担当を任された職員の方々には税収の確保に取り組む真剣な姿が見えるものであり、努力の結果として驚くほどの成果を上げていると考えております。そういう意味からも一概に批判を出来るものではないと思っております。

天童市では約19億円の納税となっております。経費は約42%で8億円の支出をしております。最終収益は約11億円となっておりますが、その天童市のキャッチフレーズには「あなたの第2のふるさとに天童市が立候補します」とございました。お客様の心をつかむキャッチフレーズ、多くの方々の賛同をいただき寄付を集めるためのPR、そして何よりも誠意と真心の伝わる優れた商品の提供こそ成果として現れるものと思っております。我が町、階上独自のアイデアをもって、より大きな成果を出せるようにご期待を申し上げて質問を終わりたいと思っております。

どうもありがとうございました。(長根議員着席)

○議長(林貢君) 以上で7番、長根岩夫君の質問を終わります。

3番、荒谷憲輝君の質問を許します。

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 3番、荒谷憲輝君。

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、3番、荒谷憲輝です。(荒谷議員登壇)

3番、荒谷憲輝です。6月定例会での質問の機会を与えていただいたことに感謝しながら、社会問題となっております新型コロナウイルス感染症による亡くなられ

た方、入院、療養されている方々にお悔みとお見舞いを申し上げます。

早速ですが通告に従い、質問させていただきます。

日本国内において1月中旬に中国籍の男性から初感染が確認され、2月の横浜港に寄港した旅客船もあり、感染者は4月3日頃には約3千人、4月18日頃には約1万人、5月3日頃には約1万5千人となり、死者数も5月2日頃には約500人に達し、累計感染者数約1万7千人、現在感染者数約1,100人、死者数約900人とあり、感染ピーク時に比べれば抑止できているとも言われ、感染者の入院、療養の時期によりますが、退院者数は約1万5,900人となっており、国内において医療崩壊の危機を回避しながら、関係機関との連携や密閉、密集、密接を避けることを基本とした様々な対策を講じながら努めていただいている中でも、未だに収束の見込みすらない状況であると考えます。

青森県内においては、4月23日に八戸市で県内初の感染が確認され、危機感をもったの対策として関係機関や住民の協力のもとに、感染経路不明や大規模なクラスター発生等の拡大につながらず、5月29日現在、検査数850件のうち陰性823件、陽性27件と抑えられたことと考えられます。感染者は5月30日現在、27人中全員の退院、根治と聞いており、県内や当町は感染に関する情報もないことから、沈静化したものと考えられます。

5月29日には航空自衛隊のブルーインパルスでの東京上空、東京の上空を飛行され、医療従事者などに対する敬意や感謝を示し、また、全国の花火業界が悪疫退散祈願を目的として、非公開での花火の打ち上げなどで、厳しい社会情勢の中でも国民に励ましや希望を与えてくれたものと感じました。

国では感染拡大防止のため3月2日に全国の小中学校と高校、特別支援学校に対し臨時休校を要請し、4月7日には7都道府県に、4月16日には全国に緊急事態宣言を発令いたしました。以降、大型連休や日常生活での対策を講じながら社会情勢を考慮し、5月14日には39県、5月21日には3府県、5月29日には全国の緊急事態宣言の解除にいたり、国民や事業者等のための各種給付支援策を打ち出し、これまでに経験のない対策を講じることや、地方自治体において特色ある対策が求められ、当町においては5月4日の全員協議会で独自の支援策を打ち出し、町民の安全安心な暮らしを守るために努めていただいている中で、東京や九州地方では第2波といわれる感染拡大が発生していると言われておりますので、啓蒙と啓発を促しながら、緊急事態宣言の解除後でも状況を見据えながら迅速かつ的確な対応をお願いしたいと考えております。

新しい生活様式や業務形態など多岐にわたる対策を講じながら、収束を見出すことが出来ず予測不能の事態が起こりうる中で、町としての新型コロナウイルス感

染拡大防止対策として階上町危機管理対策本部の設置、各施設、観光施設の対応、教育福祉施設への対応、町の係る事業、行事への対応等の経緯をお伺いいたします。

また、対策の1つに国、県では各種給付支援策を講じています。さらに各市町村での独自の給付支援策を講じている中で、当町の係る給付事業、独自の支援策を決定された機関や、特別定額給付金事業、はしかみ応援振興券、緊急雇用創出事業、県内事業者支援給付事業、小規模事業者経営改善資金融資に係る利子補給事業、医療福祉事業所への不織布マスク配布事業、小・中学校給食費の無償化、各種税の徴収猶予の特例制度の要件や現在までの進捗状況、申請給付に関するPR等をお伺いいたします。

次に運営から3年目と軌道に乗り、知名度も上がり、町の重要な観光施設の1つでもあるハマの駅あるでい〜ばを運営するはしかみふるさとラボの令和元年度の決算内容と来場者数、イベント数、うみばた会の会員数をお伺いしながら、壇上からの質問を終えさせていただきます。(荒谷議員降壇)

○町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

○町長(浜谷豊美君) それでは、荒谷議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、新型コロナウイルス感染拡大防止対策についての件であります、日本各地における新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、本町では、2月27日に、町業務継続計画に基づく「町危機管理対策本部」を早期に設置し、業務継続計画の発動及び業務継続の基本事項の決定を行ったところでございます。

さらに、3月16日に開催しました第3回対策本部会議において、「イベント・行事等の考え方と開催時における対策」を決定し、「不特定の方が集まるイベント・行事等は、原則、中止又は延期する」としております。

また、4月7日には、7都府県に対し政府対策本部長から緊急事態宣言が発出されたことを受け、直ちに、国の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく、「危機管理対策本部」に移行し、翌8日には、町民の皆様に向けて、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」の町危機管理対策本部長メッセージを、発出しております。

これまで、危機管理対策本部としましては、11回の会議を重ねており、会議では、各課連携の下、業務を継続するため、新型コロナウイルス感染症に関し、取りうる限りの感染防止対策の徹底を図り、また、政府及び県の対処方針に呼応し、イベン

トや行事、町の施設運営等への対応を図ってきたところでございます。

これらを踏まえ、小中学校につきましては、3月2日から26日までを臨時休業とし、その後、5月6日まで延長、ハートフルプラザ・はしかみ、石鉢ふれあい交流館及び道仏公民館につきましては、3月2日から、貸館、図書室などの施設利用を制限したところでございます。

また、町の観光施設につきましては、道の駅はしかみ、フォレストピア階上、わっせ交流センターにつきましては、4月25日から営業時間の短縮、4月28日から5月6日までは、ハマの駅あるでい～ばを含む観光4施設全てを、臨時休業としたところでございます。

町のイベント、行事等につきましては、はしかみ臥牛山まつり、はしかみつつじマラソン大会、はしかみいちご煮祭り、防犯・交通安全少年球技大会などを中止とし、階上岳・階上海岸一斉清掃大作戦、東京2020オリンピック聖火リレーに伴うミニセレブレーションなどを延期したところでございます。

次に、町の支給・支援策事業の要件・進捗状況等についてであります。まず、支給事業として、国の制度による「特別定額給付金」がでございます。

こちらは、国民に一律10万円を給付するものであり、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものであります。

事業の実施主体は市町村であり、実施に要する経費は、国が全額補助するものであります。

次に、新型コロナウイルスの感染拡大に係る町独自の支援策事業についてであります。4つの支援を柱とし、6つの事業を実施していくことといたしました。

1つ目の柱として、全町民の元気創出と町内の消費需要喚起、更に18歳以下の子どもへの特別な子育てへの上乗せ支援策を盛り込んだ、「はしかみ応援振興券事業」を実施してまいります。

2つ目の柱は、町商工会からの情報を踏まえ、地域の経済が回る仕組みへの支援策として、新規雇用を創出するための「緊急雇用創出事業」の実施、そして、事業者の負担を少しでも軽くするために、全ての業種を対象に、固定経費の補てんをするため「町内事業者支援金給付事業」の実施、更に、小規模事業者が、日本政策金融公庫からの融資の際に支払う「利子補給事業」を実施してまいります。

3つ目の柱は、町内の医療福祉事業所における不織布マスクが入手困難であった状況を改善するために、「医療福祉事業所への不織布マスク配布事業」を実施しております。

4つ目の柱は、子育て世帯の支援策として、児童・生徒の保護者負担軽減策として、「給食費の無償化」を実施しております。



現在、各事業とも関係機関と連携を取り、スピード感を持って対応しているところであります。

次に、「各種税の徴収猶予の特例制度等」についてであります。国の経済対策では、「税制措置」として、納税の猶予制度の特例等が、また、「生活に困っている人々への支援」として、国民健康保険税、介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援等が盛り込まれました。

本町としましても、納税者等の置かれた状況に十分配慮し、親切・丁寧な対応を行うと共に、迅速かつ柔軟な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上が、私からのご質問に対する答弁となりますが、「特別定額給付金事業」・「町独自の支援策事業」の要件や進捗状況及び各種税の徴収猶予の特例制度等の詳細につきましては、後程関係課長から答弁させます。

次に2点目の、ハマの駅あるでい〜ばの運営についての件であります。はしかみハマの駅あるでい〜ばは、平成30年5月19日のオープンから、2年が経過し、3年目を迎えております。

昨今のコロナ禍により、多少の影響はございましたが、お陰様で「緊急事態宣言」解除後は、多くのお客様にご来場いただいております。感謝しているところであります。

議員ご質問の来場者数につきましては、2年目の令和元年9月28日に40万人を達成し、先般、3年目のスタートの令和2年4月1日には50万人を達成したところでございます。

運営に携わる、漁業者や関係団体及びスタッフの頑張りによるものと考えており、深く感謝申し上げます。

また、年間来場者数は、25万1,526人となり、前年比3,179人の増となっております。

次に、イベント数につきましては、コロナ禍の影響により令和2年3月には行いませんでしたが、平成31年4月から令和2年2月まで毎月開催し、11回のイベントを実施しました。

イベント時の最高来場者数は、7月イベント「あるでい〜ばいちご煮まつり」で、2,585人となっております。

次に、「うみばた会」の会員数につきましては、現在、漁業者・地元商店を合わせまして、22名となっております。

会員の皆様方には、魚介類の出品はもとより、イベント等へのご協力をいただき、店舗運営に携わっていただいているところであり、今後とも、ご理解・ご協力をいただくと共に、会員数を増やしてまいりたいと考えております。

最後に、「一般財団法人はしかみふるさとラボ」の令和元年度決算内容についてで

ございますが、去る5月25日に「一般財団法人はしかみふるさとラボ」令和2年度第1回理事会及び評議員会を開催し、令和元年度事業報告及び決算についても審議をいただき、承認いただいたところであります。

決算内容につきましては、レジの総売上が、約1億3,148万3千円で、前年比2,557万4千円の増となっております。

内訳は、店舗売上げが約1億5万2千円で76%、レストラン売上げが約2,104万5千円で16%、漁協女性部の軽食販売の売上げが約1,038万6千円で8%の割合となっております。

収入としては、店舗と漁協女性部は、売上げから販売手数料分が、また、レストランは、材料購入費を差し引いた分が「はしかみふるさとラボ」の収入となります。

決算書による「はしかみふるさとラボ」の収入でございますが、店舗、レストラン、漁協女性部を合わせて約6,409万8千円、指定管理料3千万円で、イベント等での割引発行券などの約47万5千円の売上値引を差し引いて、約9,362万3千円となりました。

支出につきましては、商品・食材の仕入れ、人件費や光熱水費・リース代などで、合計約9,204万9千円となっております。

収入から支出を差し引きまして、経常利益は、約157万5千円となり、営業外収益約27万1千円を加え、約184万6千円となりました。

この経常利益から法人税約31万8千円を差し引いて、約152万8千円の当期純利益となっております。

コロナ禍ではありますが、あるでい〜ばでは、「3密」対策や消毒等の衛生管理をしっかりと行い、今後は、例年行ってまいりました、旬の魚介類を提供するイベント等を実施して、お客様に愛される店舗運営を目指して、3年目を乗り越えていきたいと考えております。

以上でございます。(町長降壇)

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、濱浦総合政策課長。

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ。(総合政策課長起立)

それでは、荒谷議員のご質問について、私からは、特別定額給付金事業における、要件・進捗状況等について、お答えいたします。

給付の要件は、基準日の4月27日に住民基本台帳に記録されている者が、給付対

象者となります。

本町においては、5月4日に町ホームページにおいて、また5月10日の広報はしかみと一緒にチラシを配布し周知を行い、現在までの進捗状況としましては、5月15日から申請の受付を開始し、給付は5月29日と6月5日の2回行っております。これまで2回の給付で、5,239世帯、1万1,973人、割合にして全対象世帯の約88%の給付が完了している状況でございます。

また、昨日6月9日までにおいてですね、5,749件の申請がございまして、約96%の申請が完了しているところでございます。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○産業振興課長(鹿原昭君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、鹿原産業振興課長。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(鹿原昭君) それでは、荒谷議員のご質問について、私からは、「はしかみ応援振興券事業」、「町内事業者支援金給付事業」及び「小規模事業者経営改善資金融資に係る利子補給事業」における、要件・進捗状況等について、お答えいたします。

まずはじめに、「はしかみ応援振興券事業」の事業概要でございますが、町民の皆様の元気と町内の消費需要喚起につなげ、加えて子育て支援を図るため、階上町民全員に、町内で使える「はしかみ応援振興券」を配布いたします。

交付対象者は、5月8日を基準日として、住民基本台帳に記録されている、町民全員であります。

ただし、基準日以降、振興券の交付をするまでの間に転出又は死亡した方は、除くこととしております。

振興券の額は、町民1人当たり5千円分として、内訳は、町内取扱店全店で利用できる共通券3枚、町内取扱店のうち中小事業所のみで利用できる専用券2枚になります。

さらに、18歳以下の児童につきましては、1人につき3千円分を上乗せすることとし、内訳は「共通券1枚」と「専用券2枚」となります。

配布方法は、簡易書留により、世帯主様宛てに、各世帯人数分の振興券を、郵送いたします。

使用期間は、振興券が届いた日から、12月31日までとしており、利用可能な町内取扱店は、現在募集しているところでありまして、振興券発送時に町内取扱店一

覧表を同封することとしております。

町民への告知としまして、概要や Q&A の付いたチラシを広報はしかみと同時配布しながら、PRすることとしております。

なお、事業者からの金券還元業務につきましては、階上町商工会が行うこととしております。

現在、振興券を印刷製造中であり、納品後、速やかに郵送できるよう、事前準備作業中であります。6月下旬の発送を予定しております。

次に、「町内事業者支援金給付事業」についてであります。この支援策は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を被っている町内中小企業者及び個人事業者への支援策として、経営に要する家賃や水道光熱費などの固定経費に対して、1事業者につき15万円の支援金を給付し、経営の安定を図るために実施するものであります。

給付要件は、1つ目としまして、5月8日時点で、町内において開業し、営業の実態があること。

2つ目として、交付申請日又は、交付決定日において倒産又は廃業していないこと。

3つ目として、国・地方公共団体から報酬を受けていないこと、等が要件となります。

対象者としましては、「中小企業基本法」に規定している中小企業者及び「個人事業者で、主として、事業で生計を立てている方となります。

事業者の方々は、申請書と先程の要件の証明となる添付書類を、原則郵送にて申請をしていただくこととしており、すでに6月1日から受付を開始しております。

申請期限は、7月31日当日消印有効となっております。

給付業務に関しましては、事務局を階上町商工会といたしまして、受付・審査・交付決定通知・支払等を、町が事務局に業務委託をして、行うこととしております。

去る5月29日に、商工会より、該当する商工会会員のほか、会員以外の町内事業者の方々へ、申請書類等を発送しております。

それ以外で、支給要件を満たしている事業者の方につきましては、案内チラシと申請書を、商工会や産業振興課の窓口に設置し、また、ホームページからもダウンロードできるように対応しております。

さらに、この事業を広く町内事業者の方々に告知するため、町ホームページ、広報はしかみ6月号及び7月号への掲載、チラシ、ポスターの掲示を行い、PRを図ってまいります。

次に、小規模事業者経営改善資金融資、通称「マル経」に係る「利子補給事業」についてですが、この事業は、株式会社日本政策金融公庫が行う当該融資制度を利

用した際に支払う利子を、町が補給するものであります。

対象者の要件として、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに、最近1か月間の売上が、前年又は前々年の同期と比較して、5%以上減少し、基準利率からマイナス0.9%で「マル経融資」を受けていること。

また、階上町商工会の経営指導を6か月以上受けていること、町税を滞納していないことなどがございます。

この融資の申込は、これまでも商工会が窓口となっていることから、商工会との連携をしっかりと取り、実施していく必要がございます。

告知につきましても、町ホームページや広報はしかみ、チラシ等で周知してまいります。

以上でございます。(産業振興課長着席)

○建設課長(上静志君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、上建設課長。

○建設課長(上静志君) ハイ。(建設課長起立)

それでは、荒谷議員のご質問について、私からは、「緊急雇用創出事業」における、要件・進捗状況等について、お答えいたします。

緊急雇用創出事業は、コロナ禍によって、町内の離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者などの失業者及び就業待機者に対し、短期の雇用機会を創出するため、実施するものであります。

雇用は、町が委託する業者に、ハローワーク等を通じて雇用を申し込み、請負業者と共に、道路や河川等の維持管理作業を行い、町内の環境整備を図ることを目的として実施するものであります。

本事業は、今月中に作業内容の精査、それから業者選定等を行い、町の広報・ホームページ及びハローワークなどを活用し、広く募集を行うこととしております。

以上でございます。(建設課長着席)

○健康福祉課長(長根清子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、長根健康福祉課長。(健康福祉課長起立)

○健康福祉課長(長根清子君) それでは私からは、「医療福祉事業所への不織布マ

スク配布事業」について、お答えいたします。

福祉事業所へのマスク配布につきましては、重症化するリスクの高い高齢者や乳幼児、障害者の感染予防の観点から、感染拡大を防止することにより、町民に安定した福祉医療サービスの提供を確立することを目的に、5月より実施しております。

対象は町内の35事業所、656名の職員に対し、約7万枚を配布する計画としました。5月13日から3回にわたり配布し、6月4日に完了しております。

以上でございます。(健康福祉課長着席)

○教育課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、引敷林教育課長。

○教育課長(引敷林広貴君) ハイ。(教育課長起立)

それでは、荒谷議員のご質問について、私からは、「小中学校の給食費の無償化」における、要件・進捗状況等について、お答えをいたします。

給食費の無償化は、子育て世帯への支援策として、本町に住所を有する児童生徒の給食費の保護者負担分を、4月分から当面の間、無償化するものでございます。

現在、町内の小中学校の保護者へは、学校を通じて通知をし、また、公平性が保たれるよう、町外の小中学校や特別支援学校へ在籍している児童生徒につきましては、保護者と学校へ直接通知をし、事務手続きを進めているところでございます。

以上でございます。(教育課長着席)

○税務課長(佐京実君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、佐京税務課長。(税務課長起立)

○税務課長(佐京実君) ハイ、それでは荒谷議員のご質問について、私からは「各種税の徴収猶予の特例制度」等について、お答えいたします。

徴収猶予の特例制度、国民健康保険税及び介護保険料の減免制度についてでございますが、まず、徴収猶予の特例制度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方に対し、申請により、無担保かつ延滞金なしで、1年間、徴収猶予を適用できるという制度でございます。

令和2年2月以降の任意の1か月以上の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べ、概ね20%以上減少し、一時に納付し、又は納入を行うことが困難であ

る納税者に対し、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町税が対象となります。

次に、国民健康保険税の減免制度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少し、納税が困難な世帯に対し、申請により保険税の減免を受けることができるという制度でございます。

対象となる世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯、若しくは、主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年に比べ、概ね30%以上減少していることなどとなっており、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来する保険税が対象となります。

また、介護保険料の減免制度につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少し、納付が困難な方に対し、申請により保険料の減免を受けることができるという制度でございます。

対象となる世帯は、国民健康保険税と同様な対象要件、納期限となっております。

徴収猶予の特例制度、国民健康保険税及び介護保険料の減免制度につきましては、広報はしかみや町のホームページ等による制度周知に努めておりますが、引き続き、積極的に周知・広報を行うほか、申請・相談などの事務の実施に当たりましては、町民からの聞き取りにより確認するなど、丁寧できめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(税務課長着席)

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 3番、荒谷憲輝君。(荒谷議員起立)

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、大変ご丁寧にご答弁いただきました。ありがとうございます。

感染拡大防止対策の経緯については町として様々な検討をしていただき、確実に取り組み、町民の安全安心な生活を守るために努めていただいていると感じながら、再質問させていただきます。時間の関係上、端的に質問だけお伺い、質問させていただきます。

当町の住民の感染疑いの方への処遇と万が一感染者への支援と症状の程度での処遇、また、医療体制をお伺いします。

2つ目に災害備蓄用マスク等を使用されたと聞いておりますが、配布基準と配布

内訳をお願いします。

3つ目に緊急事態宣言解除前の町立小中学校への登校への考え方、それに伴う対策をお伺いします。

次に給付支援策の件についてですが、1つ目に特別定額給付金事業、はしかみ応援振興券の給付支援の受給困難な方や申請に不備がある方への対応をお伺いします。

2つ目に一次産業を生業とする方や異業種、または事業所を複数経営されている方、されている事業者への、事業者など、対象の理解を深める意味を含め、基準の詳細をお伺いします。3つ目に小学校給食費無償化ですが、コロナ禍における社会情勢が不安定であることや、保護者の経済負担の軽減等々を考慮し恒久的な給食費の無償化に対する考えをお伺いします。

4つ目にコロナ禍における事業の廃止、業績不振等々の緊急雇用創出事業での就労斡旋の支援内訳と事業効果見込みをお伺いします。

次にハマの駅あるでい～ば運営の件ですが、今年度で契約任期を終えられる、失礼しました。はしかみふるさとラボが運営されているハマの駅あるでい～ばは、はしかみふるさとラボが運営されているわけですが、今年度で契約任期を終えられることなので、次年度の運営のための要件をお伺いいたします。(荒谷議員着席)

○健康福祉課長（長根清子君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、長根健康福祉課長。(健康福祉課長起立)

○健康福祉課長（長根清子君） それでは荒谷議員の再質問にお答えいたします。

当町の感染疑いの方への万が一の対応ということでございましたが、万が一の方達につきましては、町に相談があったケースにつきましては、三戸地方保健所帰国者・接触者相談センターで実施している検査を紹介しております。

また、医療機関で実施している場合もございますので、医療機関等とも連携しながら対応しております。症状別の処遇と医療体制ということだったかと思われませんが、そちらにつきましては最近、PCR検査を八戸市医師会で実施しております。6月1日からドライブスルー方式によりこちらの検査も実施出来るようになりました。

また、県では医療体制につきましては、取り組んでくださっているところがございますが、無症状者の対応や軽症者につきましては宿泊、療養施設を確保し、青森市内のホテル2135で居室数を30室確保しているところでございます。

また、今後県内に450室を確保していく取り組みがなされております。



そのほか支援体制につきましては、治療になりました方は、万が一治療が必要な方に関しましては、感染症医療費助成制度を活用出来るようになってございますので、自己負担分につきましてはこちらの制度を活用しながら対応するようなこととなります。

そのほか国民健康保険におきましては、療養手当支給費に関する条例の一部改正において今議会のほうに提案しているところでございます。

また、医療用マスクにつきましてはの施設数と、施設数と職員数になりますが、高齢者介護事業所職員、16施設で403人、障害者施設職員108人で8施設、保健所職員100人で4施設、医療関係機関職員45人で7施設に配布してございます。以上でございます。

あ、すみません。もう一つ。配布基準ということでございましたが、1人当たり職員100枚ということと、加えて患者、利用者向けの配布として1施設100枚配布してございます。

以上でございます。(健康福祉課長着席)

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、野沢総務課長。(総務課長起立)

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ、災害用の備蓄品の使用の件ということでご質問ございましたので、私のほうからお答えしたいと思います。

本町におきましては、災害時における感染症対策品としましてマスク2千枚、消毒液80リットルを備蓄していたところでございます。このマスクの使用につきましては、2月18日に開催しました連絡調整会議において、来庁者の安全及び庁舎業務の機能確保を考慮し、全職員に勤務時間中のマスク着用を指示いたしました。これによって計1,350枚を使用しております。

その後、マスクの品薄を受けまして3月27日からは窓口対応にあたる職員以外については、自身で手作りするなど、布マスクの利用を推奨してきたところでございます。また、消毒液の使用につきましても同じく2月18日の連絡調整会議において、町管理施設等で感染予防の徹底について確認をし、役場庁舎に25リットル、町内小中学校に40リットル、石鉢ふれあい交流館に5リットル、観光4施設に10リットルを配布しております。

以上でございます。(総務課長着席)

○教育課長（引敷林広貴君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、引敷林教育課長。（教育課長起立）

○教育課長（引敷林広貴君） ハイ、それでは荒谷議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目ですね。緊急事態宣言解除前の小中学校の登校への考え方とその対策ということでございますけれども、それにつきましては文部科学省から示されておりました学校再開ガイドラインや本県のコロナウイルス感染状況、また県立学校が再開するという事などを踏まえ検討をいたしまして、本町において臨時休校の延長を要する状況にはないと判断をいたしまして5月7日から学校を再開することとしたものでございます。

また、再開後の対応についてでございますが、学校再開ガイドラインに沿った毎朝の検温や手洗い、マスク着用、消毒薬の設置、教室の換気や机の間隔をあけてグループ学習等を出来るだけ控える。また、給食もグループにならず会話を控えて食べるなど指導を徹底をし、感染症対策を講じているところでございます。

それから2点目の給食費無償化、恒常的な無償化というご質問でございますけれども、給食費の無償化につきましては、児童生徒の保護者にとって負担軽減の施策として有効と考えておりますが、長期的な町の財政運営の影響は大きいものと認識をしております。今後につきましては国、県の動向を注視しながら、町単独事業で実施しております既存の子育て支援事業と併せまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（教育課長着席）

○総合政策課長（濱浦幸夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、濱浦総合政策課長。

○総合政策課長（濱浦幸夫君） ハイ。（総合政策課長起立）

それでは、荒谷議員の再質問にお答えいたします。

私からは4点目のですね、特別定額給付金事業の給付支援の受給困難者や申請不備等への対応についてお答えいたします。町から申請書を送付して、その後郵便局からあて先不明として町に戻ってきた方が30件ほどございました。このうちご本人から町に問い合わせがあった分については、あて先を変更し再送付をかける対応を

しております。また、申請書に記載することが困難な方々については、国から示されている代理申請の手続きで申請を行っていただいているところでございます。

さらに給付を辞退する場合には該当欄にバツ印を記載するということになっておりますが、バツ印のある申請書につきましては、バツ印を誤って記載していないかどうか改めて連絡を取り、確認を行う対応をしているところでございます。

それから一緒にはしかみ応援振興券のご質問がございました。振興券につきましては現在準備をして、6月下旬には発送する予定をしております。この時にもそういう不備、それから町民の方々への不安にならないように担当課のほうで対応したいと思っております。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○建設課長(上静志君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、上建設課長。

○建設課長(上静志君) ハイ。(建設課長起立)

それでは荒谷議員の再質問にお答えいたします。

緊急雇用創出事業での就労斡旋の支援内訳それから事業効果についてというご質問でございましたけれども、新規雇用者に対しまして委託業者のほうへ、給料や福利厚生費のほか、作業の…(制限時間 10 分前のベルの音)

安全管理などの諸経費を支払うものであります。効果につきましては、町で管理している道路などの施設の環境が整備されるもののほかに、人材の確保が難しい建設業界の雇用状況の改善につながることに期待はしているというところであります。

以上です。(建設課長着席)

○産業振興課長(鹿原昭君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、鹿原産業振興課長。(産業振興長起立)

○産業振興課長(鹿原昭君) ハイ、それでは荒谷議員の再質問にお答えいたしません。

私のほうからは、町内事業者支援給付金事業の対象者の基準の詳細についてでございます。法人企業に関しましては、中小企業基本法に規定されている会社であるかが基準となり、この時点で一般法人や社会福祉法人は該当にならないということ

になります。個人事業者につきましては個人で事業を営み、主として事業で生計を立てている方とし、その判断材料として添付書類の提出を求めているものでございます。第1次産業事業者は開業届の写しと直近の確定申告書の写し等を添付書類としております。雇用を伴わない事業者は同じく開業届と直近の確定申告書の写し等を添付書類としております。

次に複数経営されている事業者の方については会社ごとの申請となります。

次にはしかみハマの駅あるでい～ばの来年度から運用のための要件についてでございますが、一般財団法人はしかみふるさとラボの指定管理は平成30年度から令和2年度までの3年間の指定管理期間で町と基本協定を締結しております。2期目についてでございますが、当初より施設運営の目的達成のために町が出資し、施設運営を目的として設立された一般財団法人はしかみふるさとラボですから、引き続き運営管理団体として考えております。

また、町の施設でありますので所定の事務手続きを行い、指定管理者を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。(産業振興長着席)

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 3番、荒谷憲輝君。(荒谷議員起立)

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、詳細にご答弁いただきましてありがとうございます。加えて少し質問させていただきます。

感染拡大防止経緯についてですが、まず1つ目に生徒の学習プログラムの遅れの程度、回復のための対応をお願いします。

2つ目にコロナ禍において複合災害が起こりうると思われるので、避難所の開設等や備品等の対応を考えをお伺いします。

3つ目に各施設、コロナ禍による各施設、また、新しい生活様式や業務形態に対する考えをお伺いいたします。

ハマの駅あるでい～ばの運用の件ですが、1つ目にはしかみふるさとラボの純利益で、町の管理するあるでい～ばの一部施設整備に充当されたとありました。ラボの資産としての扱い方とラボが運営されない場合の考え方をお伺いいたします。

2つ目に監査報告書での会計責任者の退職後の監事としての在り方と待遇、今後の状況次第においては理事長及び理事の方々も同様と思われるので、その考え方をお伺いいたします。

あるでい〜ばの運営に関しては年間 3 千万の指定管理料が計上されてきました。運営改善での指定管理料の低減が望ましいと考えながら、全ての質問を終えさせていただきます。(荒谷議員着席)

○教育課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、引敷林教育課長。(教育課長起立)

○教育課長(引敷林広貴君) ハイ、それでは荒谷議員のご質問にお答えをいたします。

学習プログラムの遅れの程度と回復のための対応というところでございますが、それにつきましては3月2日から5月6日までの休校中の間、先生方は学習面においていろいろ工夫され、教科書に沿った家庭学習の課題を出すなど対応をしておりますが、学校行事の中止、その行事のための練習時間や準備時間を授業に振り向けていくなどしても、概ね1週間程度の遅れとなる見込みでございます。

そのため各学校では、夏休みを短縮し対応することとしております。4日間短縮の学校が2校、5日間が5校、10日間短縮が1校でございます。

また、中学校においては7時間授業も実施するなど対応をしているところでございます。

以上です。(教育課長着席)

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、野沢総務課長。

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ。(総務課長起立)

それでは、避難所における対応の件についてお答えいたします。

これからの避難所の開設運営においては、ソーシャルディスタンスの配慮、密集、密接、密閉のいわゆる3密の回避。飛沫防止対策が必要と考えております。

そのためにマスク、消毒液、体温計、間仕切り用のパーテーションなど、今後感染症対策に必要な資材の確保に努めてまいります。

なお、避難については必ずしも避難所だけではなく、日頃から安全な地域にお住いの親戚や知人宅への避難も検討していただくよう、町民の皆様にご広報等により周知を図ってまいりたいと考えております。

また、町各施設や各種行事等におきましては、ソーシャルディスタンスなど新しい生活様式の実践と定着が必要とされております。これまでも取り組んでまいりました身体的距離の確保、手洗い、手指消毒、マスクの着用、3密の回避などの取り組みを継続し、引き続き感染拡大の防止に万全を期していきたいと考えております。

以上でございます。(総務課長着席)

○産業振興課長(鹿原昭君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、鹿原産業振興課長。(産業振興長起立)

○産業振興課長(鹿原昭君) ハイ、私のほうからはあるでい～ば関係についてお答えさせていただきます。

まず一般財団法人はしかみふるさとラボの資産についてとラボが運営されない場合の考え方についてでございます。一般財団法人はしかみふるさとラボの資産についてでございますが、資産は町へ無償譲渡することとしております。

ラボの運営につきましては、先程再質問で述べたとおりでございます。次に監事、理事長、理事の在り方と待遇についてでございますが、監事、理事長、理事については一般財団法人はしかみふるさとラボの定款により任期は2年となっており、定款中の別表に定められた職の者に選任することとしております。

監事の会計管理者の退職後の在り方でございますが、一般財団法人はしかみふるさとラボの会計は4月1日から3月31日までとなっておりますので、決算が出てくるのが5月となることから、例年5月の定時総会となっております。退職者は翌年度になる現状でありましたが、今回、定款の役員の任期について定時評議員会の終結の時まで、その職にとどまるものとするに変更したところであり、その職にあたることとなります。理事長、理事においても同じこととなります。

次に指定管理料の低減についてでございます。これまでの経費等を考慮して、指定管理料については適正なる数値を出していき、出来るだけ低減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(産業振興長着席)

○議長(林貢君) 以上で3番、荒谷憲輝君の質問を終わります。

2番、寅谷正君の質問を許します。

○2番（寅谷正君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 2番、寅谷正君。（寅谷議員登壇）

○2番（寅谷正君） 2番、寅谷正です。よろしくお願いします。

1、浜谷町長の政治姿勢について伺います。

①コロナ禍への「階上町独自の支援策」について、時間があるにも関わらず、公開が原則の臨時議会を開かずに、専決処分を行おうとしたのは、何故ですか。2元代表制における議会の軽視ではないでしょうか。

②一般質問に関しての町長の誤解についてです。町長は、去る3月議会の答弁の中、全国町村会議長会編「議員必携第11次改訂新版」学陽書房155ページ9行目～13行目を引き合いに出していると思いますが、「特定の地域の要望などのものなども一般質問としては適当でないというふうに記載されています。」と述べていますが、これは、この本の11行目の「あるいは特定の地区の道路改修などを要望するためのものなど」ではなく要望するだけの要望、要望という意味のものなどの、えー、にするものなどという、要望などはするなという意味であるとのこととあります。全国町村会議長会議事調査部荒井さん。「本質的には利益誘導につながる質問のみ」を一般質問として禁止しています。日本共産党中央委員会の自治体局地方議員相談室のYさん。だけで、「地域に関することは地域に住んでいる人ことこそが良く分かっていることでもあるから、地域の質問をすることは最も重要なことです。むしろ、どんどんすべきだと思います。明らかに町長は間違っています」ね。青森県町村議会議長会事務局のY氏。「定義とすれば153ページから後ろから4行目の一般質問は議題とは関係なく、行財政一般。一般、全般という意味の一般です。にわたる質問ということで、一般は広くという意味で、こちらのほうが誤解がなくもいいかも」ということでした。全国町村議長会議事調査部荒井さん。

なお、日本共産党中央委員会自治体局地方議員相談室のY氏は、「この本は完全なバイブル書でもないし議員必携に書かれていることを金科玉条にすべきではない」と言われました。

また、6月6日、数日前ですが、新聞赤旗報道に、報道で茨城県取手市議会が8日開会の定例市議会でも市職員の業務負担を懸念し、定例市議会の新型コロナウイルス対策をめぐる一般質問を制限しようとしたことについて、「議員の一般質問は制限することは地方自治法に違反する」と強く批判しています。また、全国市議会議長会の担当者からも「一般的に議員の質問について禁止する根拠はない。ここの議会での申し合わせは紳士協定に過ぎず、質問は議員の根本的な権利で強制的にやめ

させることは出来ない」としてしています。このことに関して、町長の見解を求めます。

③にいきます。3月議会の第1問目の「町営の銭湯の設置」についての答弁「一言申し上げさせていただきたい」の部分について。3月議会での一般質問通告を提出した後、議運も終わったある日、前事務局長より、「相談があるので議会事務局まで来てくれないか」との電話が自宅にあり、議会事務局の部屋でフノリの異常な成長において「そこの所は、やばいよ。腹痛起こすよ。」の部分のこの「腹痛起こすよ」の削除を求められた時、住民が私に旧ステラマリンと大沢温泉の質問依頼の話をした時の、いわゆる町長が言う「前段の部分」です。これがちょっと違うみたいだよ、という話はそのとき聞いたのですが、通告後で訂正が効かないことと一般質問の大筋は「後段」であることからそのままにしておきました。

その後、一般質問の日まで数日あったので洋野町役場に電話して2か所の銭湯の経緯を聞いたら、前段における経緯において住民から聞いたことと違う部分が少しあることがわかったので前日、事務局には少しでも正しいものをお願い、訂正した通告書をメールで出しておきました。

すると翌日の朝、議会運営委員の人たちが議長室でその訂正通告書について検討していたみたいで、呼ばれて行ったら、「この通告文に差し替えたなら、町長から抗議が出ると思うので、通告書は前のままで変えずに、本日の朗読文章では何を言っても構わないので、そのようにしてもらえないか。」という話でありました。私は議運の提案を了承し、当日の発表において、前段部分の訂正をした一般質問をしました。

私は、本質的なことは、後段の「今、町内では、銭湯が皆無になったので、民営をいつまで待っていても銭湯の出現は無理だろうから、町が町営もしくは第3セクター方式でもよいから始められないか。」と質したのであって、本質でない前段の違いとかで答弁拒否したり、議運の提案に従ってやっただけなのに、そこまでやらなければならないのかと、町長の答弁対応には、作為的な嫌がらせを感じました。

町長にその件について見解を求めたい。

④3月議会議事録にある「榊集会所の競争入札」に関する答弁であります。

「建築基準に関しては、昭和56年6月1日に大きく見直しをされており、旧榊集会所はそれ以前の昭和54年に建築されていることから、法改正前の旧耐震基準で建てられているものであることから、建築基準法では、法施行の際、現に存在する建築物については規定を適用しないとしているので、問題ありません。」とそこで終わりにすればいいのですが、法改正前の旧耐震基準で建てられているものはOKなどについては、普通の一般住民は分かるはずがないと思います。

このあとの「確認もしないで問題発言をするということはいかがなものかと考え



ております。」ということは余計なことではないでしょうか。

議員は「町民の声」を町政に届けるのが仕事です。こんな答弁を受け、私に質問した町民はどんな気持ちになるのでしょうか。そこまで調べてから聞くといわれたら、その町民が冒涇されたようなものではないでしょうか。意見があればお答えください。

⑤階上漁協榊部会が出した町長への要望書や住民からの署名付きの請願書を取り下げさせる強要行為が2回ほどありました。これは民主主義に反することではないでしょうか。町長の見解を求めます。

⑥浜谷町長は、議場での私の一般質問の時間や議会だよりでの私の紙面を使って、一般質問の答弁内容とは関係のない個人攻撃。私は町長という立場を利用してのパワハラ攻撃ではないかと思っております。

とりわけ、「12月議会だより」や「3月議会だより」においては、その他の質問については紙面の関係上掲載を省略しますという書き込みをしているのにも関わらず、私の校正の後に、私への批判的な攻撃を行うために、わざわざ、第1原稿の答弁内容を14行も削って行っています。私や議会事務局が申し入れに対しても一向に改める気配がありません。町長としてあるまじき、この態度に対して傍聴者や一般町民からも「上から目線の物の言い方だ」とか「抗議すべきではないか」との批判の声が上がっています。

このことに関して、町長はどう考えているのか答弁を求めます。

.....  
.....  
.....。

⑧町長は、③のフノリの「腹痛起こすよ」削除の件のように、都合の悪い部分はカットするように部下の議会事務局長や職員を使って命じているように思われますが、これは一般質問原稿の事前検閲に当たると思いますが、こういうことを指示した覚えはありませんか。

⑨役場関連の人事登用について。表面的には適材適所と言っているようであるが、町長の兄弟や親戚や支持者優先や町長へのイエスマン職員の優遇があまりにも露骨にやられるようになったとの話が聞こえますが、この件に関してはどのように考えていますか。

2番、子育て支援策について。

①中学生までの給食費の完全無償化についてです。新型コロナウイルス感染拡大に係わる「階上町独自の支援策」のために階上町が当面の間とは言え、小中学生の給食費の完全無償化を打ち出したことに八戸市内の人たちから絶賛の声が上がります。

した。私も特色が出せた支援策と思い、うれしくなりました。

ぜひ、この機会に前の方もおっしゃいましたが今後とも継続するようにしてもらえないでしょうか。青森県でもかなりの町村が中学生までの給食費の完全無償化を実現しています。

②高校生までの医療費完全無償化についてです。

(ア) 小中学校の所得制限が青森県においても数年前から大幅に拡大されたにも関わらず、我が町が完全無償化にならないのは、以前、某課長から聞いたことではありますが町長の考えによるということでありました。

障害は何であるのかをお聞かせください。

(イ) 三戸郡下においては、南部町が高等学校までの完全無償化を実現し、子育てに最も恵まれていると思われるが、本町も高等学校まで医療費の完全無料化を宣言して肩を並べることが出来ないでしょうか。

③小中学校のエアコン設置。

12月議会でエアコン設置の公的施設での優先順位は(1)小中学校、(2)公民館(特に図書室)、(3)議会傍聴室、(4)役場庁舎内、(5)議会議事堂を民意とすれば妥当であろうと質問させてもらったが、意に反して、(4)の役場庁舎内に予算が1億7千万円つきました。決して悪い訳ではないが、やはり、私は3月議会で指摘をしましたが「町長は自分達が居る所が最初か!」との批判がやっぱり出ました。そこで、熱中症も心配があるので即座に(1)の小中学校に予算をつけて、次の確約をすべきではないでしょうか。

3番です。広報はしかみ全戸配布の件についてです。

①12月議会から、また半年が経過しました。私がある区長に質問しないようにということで3月議会を見送ったのですが、区長会との話し合いはどうなりましたか。

②コロナ禍対策としての給付金等。住民基本台帳に記録されている者、すなわちすべての階上町住民、階上町民のお知らせが4月号や5月号だけでなく、今後も継続されての情報が広報掲載もしくは広報への折り込みチラシとして配布されると思うが町内会未加入者に、そういう大事なのが伝わらない恐れがあるので、これはまずいのではないのでしょうか。考えを伺います。

③日本共産党松田勝県議会議員に教えてもらったんですが、青森県議会事務局の話によると、町内会加入の可否にかかわらず「青森県議会だより」は階上町には全世帯数分、令和元年12月1日だと5,964世帯ですが、全世帯数分送付しているということでもあります。

全部で何部来ているのでしょうか。

また、配布手数料は単価何円×何世帯で合計でいくら来ているのでしょうか。

④同じく「青森県民だより」は全部で何部来ているのでしょうか。

また、配布手数料は多分単価が 9.4 円なので、掛ける何世帯で合計でいくら来ているのでしょうか。

⑤「広報はしかみ」は印刷数は全部で、広報をみれば 4,800 部ってなっていますけれども、19 行政区毎の総世帯数と各行政区への配布数と配布している、要するに町内会に加入している部分のトータル数をね、教えてください。

4 番です。小中学校後援会寄付金徴収に関する周知徹底であります。

昨年9月議会において、私は、一般質問において「町内義務制の小中学校における学校後援会寄付金の徴収について」質しました。その結果、理事者側より「任意団体であるので学区の判断に委ねる」という結果を得たはずであります。

しかし、コロナ禍で町内会総会が開催されなかった町内会もあったようですが、多数の町内会では、町内会総会で何事もなかったかのように、募金計画が町内会議書に盛り込まれています。9月議会で答弁された内容の関係者への周知徹底の仕方。私は今、町民の税金を使っているわけですが、せつかく時間をかけてやっているのですから。それをね、何もなかったようではなくて、どのようにこの部分を伝えればいいのか、考えているのか、関係団体にお願いします、関係部局にお願いします。

5 番、小白浜海岸の「磯焼け」拡大の原因と対策についてです。

今年の冬の2月、3月の「海草とり」の時の小白浜海岸の「磯焼け」は、昨年9月と12月に議会請願で出された「小白浜海岸への昇降通路」脇の下水道出口の周辺のみ海藻の磯焼けでありました。しかし4月11日、土曜日の「海草とり」の時には、「磯焼け」が通称「丘ドブ」と「沖ドブ」ラインの壊れた防波堤の直前まで海藻が真っ白になって拡大していて唖然としました。そして、今年最後の「海草とり」の5月9日、土曜日には、「磯焼け」が壊れた防波堤を超え、通称「横流れ」と呼ばれている太平洋の荒い海の手前まで灰色や白色に「磯焼け」が広がっていました。まさしく「小白浜が泣いている！」と痛感しました。三戸郡で唯一海をもつ階上町、しかも三陸復興国立公園の階上海岸なのに、海洋汚染が激しく進行していると思います。

原因と対策について伺います。

6 番、日本海溝大津波に関する対策についてです。

4月21日東奥日報、夕刊火曜日及び4月22日水曜日の東奥日報、同日付けのデーリー東北新聞等によると、4月21日に内閣府の有識者会議が太平洋沖にある日本海溝地震でM9規模の地震が予想され、階上町では21.5mの最大大津波が到達し、

発生が「切迫した状況」にあると発表しています。しかもM7クラスの大津波は30年以内に90%以上の確立で襲来するよと警告しています。東奥日報紙で野沢雅浩階上町総務課長は、「まずは現行の避難計画の見直しと検証を行い、消波ブロックの設置などハード面の対策を国や県に要望していきたい」と語っていますが、最も心配するのはハマの駅あるでい〜ばのお客さんとか住民の方に関する対応であります。

対応について見解を求めます。

以上で壇上からの質問を終わります。(寅谷議員降壇)

○5番(小松雅彦君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、5番、小松議員。

○5番(小松雅彦君) ハイ。動議。(賛成の声あり)

○議長(林貢君) ただいま小松議員から寅谷議員の発言中に、不穏当な部分があると認められますので。この動議はほかに賛成者がありますので成立いたしました。この取り扱いにつきましては、後刻、議会運営委員会で整理することとします。

暫時、休憩いたします。開催時刻は追って通知いたします。(休憩 午後0時4分)

○議長(林貢君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。(再開 午後2時15分)

先程提出された動議に関して議会運営委員会を開催し、協議いただき、皆さんのお手元に配布したとおり寅谷議員の発言の一部を取り消す部分と確認をいたしました。

それでは、発言の取り消しを求める動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

お手元に配布のとおり寅谷議員の発言の一部を取り消す動議に賛成の方の起立を求めます。(賛成議員起立)

お座り下さい。(賛成議員着席)

起立多数です。よって、本動議は可決されました。

ここで寅谷議員に申し上げたいと思いますが、ただいま発言の一部取り消しの動議が可決されましたので議長といたしましては、この動議可決の意思を尊重して配布資料のとおり発言の一部を取り消すことを命じます。

次に寅谷議員の一般質問を再開します。

質問に対しまする答弁を求めます。

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

○町長（浜谷豊美君） ハイ、それではお答えをいたします。

今回の質問でも大分感情的な思い込みが強いように感じられ、そのことによる誤解や間違いが多分にあるように思います。

まず、1点目の政治姿勢についての件であります。緊急事態宣言が出て、新型コロナウイルスが感染拡大する最中、「階上町独自の支援策」を決定するにあたり、町内外の正確な情報を収集するため、商工会を始めとした関係団体等から緊密な情報収集を行い、日にちは要しましたが、その後、全課長による庁内会議を5月1日に開催し、各課のそれぞれの分野から出来るだけの洗い出しをして検討を行い、方針を定めたところであります。

議会への報告としましては、正副議長への説明を5月2日に行い、5月4日に、議会全員協議会において、事業内容及び予算の専決処分についての考え方を説明し、議員の皆様から了解していただいて、実施したことは議員もご承知のとおりであります。よって、議会軽視とは考えておりません。

次に、一般質問に関しての誤解についてのご質問であります。3月議会の一般質問で、寅谷議員が、「小白浜地区の排水処理施設」を、時期を繰り上げてでも、整備すべきとのご意見でしたので、私の答弁では、町は現在、「階上町污水处理基本構想」に基づいて整備しているところであり、当該地区は、合併浄化槽設置事業を進めており、公共下水道事業としては、海岸地域全体を大きな視点で考えなければならないと申し上げたものであります。一般質問として、前段で述べた「小白浜地区」の排水処理施設は、特定の地区の単一的な要望であることから、一般質問の本旨のあり方を例示して申し上げたもので、誤解した発言ではないものと考えております。

次に、3月議会の一般質問「町営の銭湯の設置」についての答弁であります。一般質問というのは、町の施策等行政全般について議員が質問をし、町はそれに対し、万全の準備をして、的確な答弁をするため、期限を設けた「通告制」がとられています。議員お話の、訂正通告書等の件について、議会事務局に確認したところ、一般質問前日の夜に、議員から議会事務局へ、内容変更のメールが届き、一般質問当日の朝、議会運営委員会から議員に対し、「一般質問の通告は町へ提出されており、その内容に沿って答弁が準備されていることから、記載内容の変更は、議場で内容

訂正の発言後に質問されるように」との話をされたと聞いております。大きな勘違いをされているものと考えられます。しかしながら、議場では訂正の発言が無いまま、町への通告内容を変更し、質問されました。このことから、私としては、「議会のルールに基づいて質問をしていただきたい」という趣旨の発言をしたものでございます。

次に、3月議会の一般質問「榊集会所の競争入札」についての答弁の件であります。 「町民からの問合せにつきましては、役場窓口で確認していただきたい」という趣旨の発言をしたものでございます。

次に、階上漁協榊部会の「要望書」及び「請願書」についてであります。ご発言のような、強要行為の事実はございません。また、「取り下げ」につきましては、要望者ご自身の意思により、取り下げがあったものでございます。

次に、「3月議会だより」での原稿削除の件についてであります。 「議会だより」における一般質問の原稿は、質問議員本人が作成し、その後、議会だより編集委員会、質問議員、及び答弁者が、それぞれの内容確認をして、原稿を校正のうえ、作成しているものと伺っております。この中において、町が答弁した内容については、限られた紙面の中で、出来るだけ分かりやすく、発言及び答弁の趣旨が伝わるよう確認し、修正させていただいているものであります。

次に、一般質問原稿の事前「検閲」とのことですが、「腹痛を起こすよ」の部分が削除された経緯については、議会事務局は町部局ではないことから、議長を經由し議会事務局に確認をいたしました。前事務局長は、議員に対し、議場において発言するにあたって、事実確認をされたのか尋ねたところ、議員本人がそういう事実のないことを確認されたと伺っております。議員了解の上、削除されたものと伺っております。

次に、役場関連の人事登用の件であります。町では個々の人材が持つ特性や能力を正確に把握し、「公平中立」を旨として「適材適所の人事」を実施しているところでございます。

次に2点目の、子育て支援策についての件であります。 「中学生までの給食費の完全無償化」及び「小中学校エアコン設置」の件は、教育委員会で所管しておりますので、後程、教育長より答弁させます。

では、高校生までの医療費完全無償化についてのご質問ですが、本町では、平成25年12月議会の一般質問で、「中学生までの医療の無料化について」取り上げられておりました。その後、自己負担撤廃を含め、医療費の全額助成に向けて、まずは、乳幼児及び義務教育課程の子育て支援を、段階的に拡充してまいりました。その内容は、平成26年8月より、4歳から6歳までの入院、通院、及び小中学生の

入院に係る医療費の、自己負担分を無償化しました。

さらに、平成 27 年 8 月からは、小中学生の入院医療費に加え、通院医療費も無償化しました。これにより、0 歳から中学生までの入院、通院に係る医療費については、全額無償化となっております。

さらに、平成 30 年 10 月から、所得制限を大幅に拡大したことで、対象者の 94%の方がこの事業の対象となり、令和元年度における受給対象者は、乳幼児医療費給付が 479 人、子ども医療費給付が 678 人で、1 年間の給付額の合計は約 2,844 万円となり、保護者の医療費負担の軽減を図っているところであります。町ではこれまで、子育て世代に対する、子育て支援環境を整えるための一つの方策として、中学生までの全ての子ども「医療費の完全無償化」に向けて、検討してきたところであり、今後は、所得制限を撤廃し、0 歳から中学生まで、全ての対象者への無償化を、実施してまいりたいと考えております。

また高校生までの無償化については、何といたっても町の財政状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、3 点目の広報はしかみ全戸配布の件についての件であります。12 月議会以降の区長会との話し合いにつきましても、役員の方々を中心とし広報配布に関する会議を 2 回行い、ご意見をいただいたところであります。各行政区のそれぞれの事情もあり全戸配布が困難と考えられる行政区もございますので、このことを踏まえ、各行政区の実情に合わせた配布方法の検討も合わせて、引き続き、協議を進めて行くこととしております。また、より多くの町民の皆様いきわたる機会を設ける観点から、町の公共施設及びコンビニエンスストアへの広報紙等の設置につきましても、これまでと同様に、継続してまいります。

次に、「あおもり県議会だより」の件についてであります。令和 2 年度における県からの納品部数は 4,650 部となっております。

県から支出されます配布事務委託費につきましても、県が定める要綱により、令和 2 年 1 月 1 日現在における住民基本台帳の世帯数によって段階的に算出され、本町への委託費は、年 4 回配布分として 11 万 6 千円となっております。

また、「県民だよりあおもり」の件につきましても同様に 4,650 部となっており、県から支出されます配布事務委託費につきましても、こちらも、県が定める要綱により、令和 2 年 1 月 1 日現在における住民基本台帳の世帯数によって段階的に算出され、本町への委託費は、年 6 回配布分として 17 万 4 千円となっております。

次に、「広報はしかみ」の件についてであります。令和 2 年度の印刷部数は、毎月の発行ごとに、4,800 部としております。なお、行政区ごとの世帯数及び配布部数につきましても、後程、総務課長から答弁させます。

次に 4 点目の、小中学校後援会寄付金徴収に関する周知徹底についての件であります。教育委員会で所管しておりますので、後程、教育長より答弁させます。

次に 5 点目の、小白浜海岸の「磯焼け」拡大の原因と対策についての件であります。小白浜海岸において、海藻が灰色や白色となり、広がっていた現象でございますが、この時期になりますと、海の干潮の差が大きくなってまいります。このことにより、冬場に海中にあった海藻が、干潮時に露出することとなります。海藻が灰色や白色になった原因は、露出した海藻が乾燥して枯れたことによるものと考えられ、ごく普通の自然現象と推測されます。現にこの時期は、町内の他海岸でも、見られる現象であります。この見解は、水産に詳しい、県関係機関の専門員により確認しておりますことを、申し添えます。いわゆる「磯焼け」と言われている現象につきましても、海底の岩盤等に海藻類が、さまざまな影響により、生育しなくなることであり、現在、その原因については、多くの説が言われており、明確な理由は解明されておられません。今回、議員ご案内の「磯焼け」とは、別物であると認識しております。

最後に 6 点目の、日本海溝大津波に関する対策についての件であります。先般、内閣府による「日本海溝・千島海溝 巨大地震 モデル検討結果」が公表され、本町においては、第 1 波津波到達時刻 32 分、最大浸水深 21.5m との試算が出されております。町の現行「津波ハザードマップ」につきましても、青森県から平成 24 年に公表された試算を基に作成しており、津波浸水想定は、第 1 波津波到達時刻 44 分、最大浸水深 20m とされていることから、現行の津波避難計画等については、見直しが必要と認識しているところでございます。

今後の予定といたしましては、今回の内閣府による調査結果を基に、今年度中に、青森県による津波浸水想定区域の再設定が行われることとなっておりますので、それを受けまして、令和 3 年度において、まずは、町の「津波ハザードマップ」の見直しを行うこととしております。ご質問の、はしかみハマの駅あるでい〜ばに関する対応につきましても、命を守るための行動を最優先とし、これまでと同様に、津波避難訓練の定期的な実施などを行い、有事の対応に備えていきたいと考えております。

以上でございます。(町長降壇)

○教育長(丸岡博君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、教育長、丸岡博君。(教育長起立)



○教育長（丸岡博君） それでは、寅谷議員のご質問にお答えいたします。

私からは、2点目の「子育て支援策について」の件及び4点目の「小中学校後援会寄付金徴収に関する周知徹底について」の件につきまして、お答えいたします。

まず、2点目の、子育て支援策の中学生までの給食費の完全無償化についての件ではありますが、町の支援策では「完全」という言葉が入っておりませんので、ご確認いただきたいと思います。先程、荒谷議員のご質問にも答弁いたしましたが、あくまでも新型コロナウイルス対策として、児童生徒を持つ保護者の負担軽減の施策として、実施しているところであります。今後の無償化につきましては、長期的な町財政運営への影響は非常に大きいと認識しております。

しかしながら、給食費無償化につきましては、各自治体の財政状況に左右されず、国負担で行うべきとの声もあり、また、現在国に対して要望しているところでもありますので、今後、国・県の動向を注視しながら、既存の子育て支援事業と併せて、総合的に判断してまいりたいと思います。

次に、子育て支援策の小中学校のエアコン設置につきましては、新型コロナウイルス感染防止により、小中学校の臨時休校措置がとられ、授業時数の確保のため町内の各学校は、夏休みを短縮して対応することとしており、児童生徒の熱中症等の対策として、夏場も比較的涼しい浜手2小学校を除く6小中学校の保健室へのエアコン設置の予算を、本定例会に提案しているところでございます。

なお、エアコン設置の順位につきましては、3月定例議会で説明いたしましたが役場庁舎のボイラーの老朽化に伴い、役場庁舎へのエアコン設置になったものでございます。

次に4点目の小中学校後援会寄付金徴収に関する周知徹底についてではありますが、昨年9月議会の一般質問において、答弁させていただいた内容と同じになります。学校後援会は、学区の方々の善意で組織されている「任意の団体」であり、後援会寄付金についても、それぞれの後援会で徴収方法等を決めて、運営しているところでありますので、町や教育委員会が関与できるものではなく、周知する必要はないものと考えております。

以上でございます。（教育長着席）

○総務課長（野沢雅浩君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、野沢総務課長。（総務課長起立）

○総務課長（野沢雅浩君） それでは寅谷議員のご質問に私からは、「広報はしかみ」

に関する行政区ごとの世帯数及び配布部数についてお答えいたします。

行政ごとの世帯数は、令和2年5月31日現在で、石鉢行政区 652 世帯、蒼前行政区 1,097 世帯、野場中行政区 734 世帯、角柄折行政区 105 世帯、金山沢行政区 180 世帯、田代行政区 82 世帯、晴山沢行政区 65 世帯、平内行政区 74 世帯、鳥屋部行政区 149 世帯、赤保内行政区 291 世帯、耳ヶ吠西行政区 547 世帯、耳ヶ吠東行政区 602 世帯、荒谷行政区 102 世帯、大蛇行政区 151 世帯、追越行政区 142 世帯、榊行政区 195 世帯、駅前行政区 261 世帯、道仏行政区 271 世帯、小舟渡行政区 288 世帯となり、総世帯数は 5,988 世帯となっております。

また、行政区ごとの配布部数につきましては、石鉢行政区 515 部、蒼前行政区 430 部、野場中行政区 490 部、角柄折行政区 78 部、金山沢行政区 140 部、田代行政区 67 部、晴山沢行政区 55 部、平内行政区 62 部、鳥屋部行政区 125 部、赤保内行政区 234 部、耳ヶ吠西行政区 355 部、耳ヶ吠東行政区 465 部、荒谷行政区 80 部、大蛇行政区 114 部、追越行政区 115 部、榊行政区 175 部、駅前行政区 210 部、道仏行政区 233 部、小舟渡行政区 250 部となり、行政区における総配布部数は 4,193 部となっております。

以上でございます。(総務課長着席)

○2番(寅谷正君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 2番、寅谷正君。(寅谷議員起立)

○2番(寅谷正君) ハイ、寅谷です。

今の総務課長が喋ったのは、あとで資料をもらいに行きます。メモは出来ません。

それから町長の1番目の臨時議会の部分のところですけども、全課長による会議を5月1日にやって、5月2日正副議長に報告して、5月4日議員達にというふうなね、話が色々ありましたが、私あの5月1日から緊急要望書を出した部分でしたけれども、その前に4月に組織には正式にはないような気がするんだけども代表者会というのを、に対して、あなたは議長、副議長、与党代表、野党代表に対して専決処分で臨時議会を開かずにやりたいけれども、どうかというふうに申し入れをしていませんか。私はね、そういうふうにね、ようするに公開がない全員協議会という話し合いとかでね、後でこうやっていても、そこではっきりしたことだと思うんだけども、商工会に、事務局も全部丸投げしたがために農業者と漁業者のね、そういう部分のがね、入っていなかったという部分が明らかになったと思うんだけども、だから公開、そういうふうな部分でね、やっぱり専決処分ではなく、こうい

うふうな未知のものに対するやつ。特にね、臨時議会をね、開かなかったということに対する、それはまずいのではないかと、そういうことをね、言ったのであります。大体、代表者会というのに対して、私はね、いつもね、外されています。

それからですね、一般質問の部分は、先程私はあなたのおかげでかなりね、自分が疑問に思った部分のもね、晴れやかになった部分があるんですけども、その状況を変えてもね、答弁をしたように思いますけれども、一般質問そのものっていうのは本当にね、大事なもののなのですからその部分に対する、あなたがくっつけて、私は議事録のね、その部分のやつが来てるから。そこでね、この特定の地域の要望などのものなどもっていう…（制限時間 10 分前のベルの音）

何ですか、今のは。ああ、そうか。その部分をちゃんと書いてね、自分の都合のいいようにつなげて、そういうふうにしたのだから私はその部分をやったのであります。

それからですね、今このこういうふうな多岐にわたって私たちは5月 29 日に、11 日前にね、第1 質問を出しておいて、今日も総務のほうに「答弁書はないのかい？」というふうな。それはね、やっぱりね、こういうふうにやるとね、どうしても書き取りをされていて抜けたりとかね、すれ違いが起こったりとかね、そういうふうな部分があればね、再質問がね、的確な質問がね、出来ないことが多いので、今、各自治体は、私は山形の大石田町というところのね、その部分から学んで、あ〜同じようなことを悩んでいた人がいるのだなというふうな部分でね。今、例に出しているんですけども、そういうふうなものをね、ちゃんと、こっちでやったら答えるというふうなね状況にね、変えてもらわないと。時間がなくなると思います。

それから3 ページの⑤のこの要望書のね、これね。取り下げ行為をやったことはごさいませんと言いますけれども、私は3月にね、まだ議員になる前に、榊部会のね。それは濱浦君が知っていると思うんだけど、そういうふうなね、取り下げへの部分と。あとは確認をしにね、4月だっけかな。随分1 か月くらい経ってから、今年にね、行って、たらば、本人には町長、副町長、濱浦さん、3人で囲んで、一筆書いて。そういうような事実はないんですか。非常にね、しらを切り、私は3月の中には私も行ってたじゃないですか。ちゃんとね、町民にね、寄り添ったね、そういうふうなのをね、やってほしいと思います。私は納得出来ません。非常にね。

それから4 ページの小中学生の給食費の完全無償化って完全が入っていませんと話をしていましたけれども、要するに所得制限があるということですよ。それを、所得制限を、年収 600 万円くらいに、県のほうが2、3年前に緩やかにしたのね。じゃあなぜ、そこをやらないかというのは、それは町長の考えなのでしょうかといいうふうなことだったので、それと医療はもう一緒にセットになるので、そういうふう

うなの取っ払ってくださいという部分で。でも今前向きな部分も出たので、いい部分もあるなというふうに思っていますけれども。

それからね、5ページの区長会の話し合い2回行ったという部分でね、各行政区の実情に合わせ引き続きという。私はね、あなたがね、トップとしてね、腹を決めればいいと思うのですよ。私はこのかいね、山形県の新庄市のね、この区長の定義の部分で、市行政事務の周知徹底に関する事項という職務がね、全く階上町の1番目の、町が行う行政事務を行政区住民に周知連絡を図ること。これとね、ここに派生をさせて。町内会はあるんだけど、そういうのを頼らずに。これは区長が非常勤特別職職員という位置付けをしているので、その隣組長と言うんですけども、班長に部分、そういうふうなもので、そして町内会を利用しようとしなくて、ちゃんと結論を出すという。そういうのをね、いつまで経ってもね、やらないからね、非常にね、責任を取らない、浜谷町長という感じ。私はダメだと思うんですよ。ちゃんとあなたがそこに基づいて、こういうふうな、コロナの情報でもなんでもね、いかないう人がないように、全てやるというね、なんない限り。いつまで経っても何年たってもダメだと思います。全然ね、前向きになっていません。とにかくその、第1次質問の、それを出したときには、それを聞きながら多岐にわたっての部分というのはね、どうしても落とすので、その朝とかあるいは理想的にはね、初日で、とかにやってもらうとか。大体出来てると思うので、それを実現してもらえませんか。

それを再質問にします。お答えください。(寅谷議員着席)

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、野沢総務課長。(総務課長起立)

○総務課長(野沢雅浩君) ただいまの寅谷議員の再質問の中にですね、行政区長については、特別職非常勤公務員ということでお話がございましたが、会計年度任用職員の制度、今年度から開始しております、何度か説明させていただきました。

その中におきまして区長については現在、私人ということになっておりますので、そこは訂正、ご確認のほどお願いしたいと思います。

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、濱浦総合政策課長。

○総合政策課長（濱浦幸夫君） ハイ。（総合政策課長起立）

それでは寅谷議員のご質問にお答えいたします。

多岐にわたってあれですけども、私に関係する部分をお伝えしたいと思います。

1点目の議会軽視の件でございます。今月、5月の20日に専決処分してございます。専決処分につきましては地方自治法第79条によってですね、町長が議会の議決について緊急を要するという事で議会を召集出来ない、時間的余裕がないという事で対応させていただいているところでございます。

それから5月の2日に正副議長に相談。これは相談でございます。相談の上、正副議長のほうからですね、4日に全員の議員さんを集めて全員協議会を開いて説明していただけないかという要望がございましたので、ゴールデンウィーク中でありましたけれども、そういう対応を取らせていただいたところでございます。

それから…（制限時間終了の音）

○議長（林貢君） もし良かったら、そのままそこだけは続けてください。

○総合政策課長（濱浦幸夫君） もう1点、私のほうから説明させていただきます。小白浜のその取り下げの件でございます。

先程町長、副町長、それから私と、その中に寅谷議員がいて一筆書かせたと…

○2番（寅谷正君） 違います。

○総合政策課長（濱浦幸夫君） いうことの質問だったと思いますけども、その事実はございません。

○2番（寅谷正君） それは違います。

○総合政策課長（濱浦幸夫君） 以上でございます。（総合政策課長着席）

○総務課長（野沢雅浩君） ハイ、議長。よろしいですか。

○議長（林貢君） 時間が経過しましたので、以上で2番、寅谷正君の質問を終わらせていただきます。

これにて一般質問を終了いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（林貢君） 以上で本日の日程は終了いたしました。  
次の会議は6月11日、午前10時から開きます。  
本日はこれにて散会いたします。

（散会時刻 午後2時59分）

令和2年第2回階上町議会定例会会議録

( 第 3 号 )

令和2年6月11日(木曜日)

## 令和2年第2回階上町議会定例会

### 議事日程第3号

令和2年6月11日 午前10時00分開議

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  | 報告第 1 号 | 令和元年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について   |
| 日程第 2  | 議案第 1 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（階上町税条例等の一部を改正する条例）                         |
| 日程第 3  | 議案第 2 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（階上町税条例の一部を改正する条例）                          |
| 日程第 4  | 議案第 3 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（階上町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 5  | 議案第 4 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（階上町国民保険税条例の一部を改正する条例）                      |
| 日程第 6  | 議案第 5 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（階上町国民保険税条例の一部を改正する条例）                      |
| 日程第 7  | 議案第 6 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（階上町介護保険条例の一部を改正する条例）                       |
| 日程第 8  | 議案第 7 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和元年度階上町一般会計補正予算）                          |
| 日程第 9  | 議案第 8 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和元年度階上町国民健康保険特別会計補正予算）                    |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和元年度階上町介護保険特別会計補正予算）                      |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和元年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算）                   |
| 日程第 12 | 議案第 9号  | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和元年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算）                  |
| 日程第 13 | 議案第 12号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和2年度階上町一般会計補正予算）                          |
| 日程第 14 | 議案第 13号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和2年度階上町一般会計補正予算）                          |
| 日程第 15 | 議案第 14号 | 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について   |



- 日程第 16 議案第 15号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 16号 令和2年度階上町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 18 議案第 17号 令和2年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 19 議案第 18号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 日程第 20 議案第 19号 階上町農業委員会委員の任命に当たり委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについて
- 日程第 21 議案第 20号 階上町農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 日程第 22 議案第 21号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 日程第 23 議案第 22号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 日程第 24 閉会中における継続審査の件
- 日程第 25 議員派遣の件
- 日程第 26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員（13名）

2番	寅	谷	正	君	3番	荒	谷	憲	輝	君		
4番	大	下	修	君	5番	小	松	雅	彦	君		
6番	上	道	二	三	男	君	7番	長	根	岩	夫	君
8番	森	榮	吉	君	9番	濱	谷	貴	樹	君		
10番	松	尾	國	治	君	11番	百	目	木	和	俊	君
12番	大	江	和	夫	君	13番	郷	州	公	典	君	
14番	林	貢	君									

欠席議員（1名）

2番 下 沢 育 男 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	沼 沢 範 雄 君
教 育 長	丸 岡 博 君	総 務 課 長	野 沢 雅 浩 君
総合政策課長	濱 浦 幸 夫 君	税 務 課 長	佐 京 実 君
町民生活課長	日 影 百合子 君	健康福祉課長	長 根 清 子 君
産業振興課長	鹿 原 昭 君	建 設 課 長	上 静 志 君
教 育 課 長	引 敷 林 広 貴 君	会 計 管 理 者	澤 田 充 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	地 代 所 誠 君	代 表 監 査 委 員	三 上 孝 八 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	西 山 圭 一 君	庶 務 G L	下 平 有 香 君
総務課主査	花 生 智 紀 君		

---

## ◎開議の宣告

### ○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（林貢君） 会議にあたり傍聴者の方へ新型コロナウイルス予防対策へのご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

## ◎報告第 1 号議題、質疑

○議長（林貢君） 日程第 1、報告第 1 号 令和元年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○2 番（寅谷正君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、2 番、寅谷正君。（寅谷議員起立）

○2 番（寅谷正君） ハイ、議長、2 番、寅谷です。

6 番の農林水産業費のところなんですけれども、事業名が階上地区水産物供給基盤機能保全事業。半分くらい使っていますけれども、これは何年間計画とか、この 5,010 万のやつのをそういうふうに年次計画と違って作ってやっているのでしょうか。

具体的なのをちょっと、前あったのかもしれませんが教えてください。

それから土木費のやつは、これは茨島・野沢線道路改良事業ってのは、全然手を付けなかったのはなんでしたっけ。

その 2 点です。（寅谷議員着席）

理由。

○建設課長（上静志君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、上建設課長。

○建設課長（上静志君） ハイ。（建設課長起立）

それでは、寅谷議員の質問にお答えします。

階上地区水産物供給基盤機能保全事業。こちら、大蛇の漁港のほうの改修をしております、3年間、今年度の事業で修繕のほう終わるという見込みでございます。

それからもう一つ、すみません。茨島・野沢線のほう、質問のところちょっと聞き洩らしましたので、もう一度お願いいたします。（建設課長着席）

○2番（寅谷正君） ハイ。（寅谷議員起立）

予算が全く執行されていないんだけどこの茨島・野沢線の道路改良事業というのは、何故、全く手を付けられなかったのですか、ということです（寅谷議員着席）

○建設課長（上静志君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、上建設課長。（建設課長起立）

○建設課長（上静志君） すみませんでした。

こちら補正予算で予算がつきましたので、こちらを未執行。今年の冬に予算がきますので、そちらを未執行のまま繰越事業をこれから執行するというところでございます。

以上です。（建設課長着席）

○議長（林貢君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これにて、報告の件は終了いたします。

---

### ◎議案第1号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第2、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○2番（寅谷正君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、2番、寅谷正君。（寅谷議員起立）

○2番（寅谷正君） ええっと、あの…（名前は？との声あり）

名前は寅谷正です、2番。すみません。

所有者不明土地に関わる固定資産税の課題の対応のところの、特に（2）の使用  
者を所有者とみなす制度の拡大ということで、調査を尽くしてもなお、固定資産の  
所有者が明らかにならない場合は、その使用者に対して通知する、通知した上で、  
使用者を所有者とみなして固定資産税を課したい。固定資産税を取りたいって  
いう意味は伝わったんですけども、ちょっと私は危険な感じがするんですけども。  
これは分からない中で、この使用者が「使用してもいいよ。」という許可はどこが  
出してるんでしょうかね。役場が出しているんでしょうかね。町内会で「まあ分かん  
ない、いいんじゃない。」っていう部分で、という意味でしょうか。お答えください。

（寅谷議員着席）

○税務課長（佐京実君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、佐京税務課長。（税務課長起立）

○税務課長（佐京実君） ハイ、寅谷議員のご質問にお答えいたします。

許可については役場とか町内会、所有者とか、名義人以外の者が許可するという  
ことはありえないことです。

以上です。（税務課長着席）

○2番（寅谷正君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、2番、寅谷正君。（寅谷議員起立）

○2番（寅谷正君） ハイ、2番、寅谷正です、議長。

ありえない。なのに使用している人がいるというのは、あり得るんですか。（寅谷  
議員着席）

○税務課長（佐京実君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、佐京税務課長。（税務課長起立）

○税務課長（佐京実君） 寅谷議員のご質問にお答えいたします。

所有者が不存在または特定出来ないために課税出来ないケースの例としてですけれども、死亡した登記名義人から賃借していた者が居住を継続していたと。死亡した方が亡くなって、相続人が全員放棄しているといった場合に、死亡した方から借りて、賃借していた方がそのままということになりますと、土地の所有者が不明であるというふうな例が考えられます。

以上です。（税務課長着席）

○2番（寅谷正君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、2番、寅谷正君。（寅谷議員起立）

○2番（寅谷正君） ハイ、寅谷です。

だったらこれは前段の明らかにならない場合じゃなく、明らかになっているんじゃないですかね。死亡前の部分のそこっていうふうに特定され、その時に借りているのであれば。

すみません。ちょっと議長に方法をちょっと確認したいんですけども、いいですか。これは討論ってありましたっけか。今は質問だけで…

○議長（林貢君） ただいまは質疑でございますので。

○2番（寅谷正君） だから、討論はこの部分はなくもう質問だけでやるんですか。

○議長（林貢君） 当然質疑討論、

○2番（寅谷正君） んじゃあ、いいです。じゃあ、そういうことで。

ちょっとね、ここはやっぱりおかしいと思います。（寅谷議員着席）  
答えになってないと思います。

○税務課長（佐京実君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、佐京税務課長。（税務課長起立）

○税務課長（佐京実君） ハイ。答えになっていないということでしたが、死亡する前、死亡する前は所有者が判明しています。死亡した後につきましては、

その名義について相続人が相続するというようなことになるかと思えます。ただ、相続放棄をした場合に相続人が不明であるということが考えられるということで、申し上げたところですのでよろしくお願ひしたいと思えます。(税務課長着席)

○議長(林貢君) そのほか質疑はありませんですか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。

○2番(寅谷正君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、2番、寅谷正君。

○2番(寅谷正君) ハイ、議長、寅谷です。(寅谷議員起立)

私ね、上さんご存知だと思っんですけども、3年ぐらい前にね、45号線の邪宗門の脇の右のほうの穴がボコボコ空いている。その介護タクシーとかに、

○議長(林貢君) すみません、寅谷議員。討論に入ると壇上でお願いをいたします。(寅谷議員登壇)

○2番(寅谷正君) すみません。2番、寅谷です。

先程ちょっと話しましたが、その時に介護タクシーとかまで行くのに大変だと。私も停まる時に、降りる時にもうね、穴があまりにも深くボコボコあるので、安全なところに停めてからというふうなそういう状態にしょっちゅうなるのでね。それで上さんに、住民から言われたから、何とかこの部分舗装とかなんとかかって要求、確かね見てって、写真を撮ってって行ったことがあるんですよ。そしたらね、実は寅谷さんあそこね、住民がみんな、その人の所有者がついに分かんないで、アスファルトだかなんかをしたっていうんだよ。舗装したって。アスファルトで舗装したらば、盆だか正月だかに帰ってきて、「あれは俺のとこだ。何で舗装したんだ。剥げ」ってね。剥いだ部分があるんです。っていうので、砂利を敷いてとかっていうのもね、四角のすごいおっきい砂利で丁寧にやってくれて、私も感謝を申し上げましたけれども、そういうふうなね、ことがね、生じると思っんですよ。

だからね、この固定資産税を課していくと、それをね、一里塚にしていってね、使用者が「税金払っているから俺のものだ」みたいな部分になっていったりしてね、危険性がある、私はここはね、国のほうがそういうふうな、今年の4月1日だかに施行で、米印の令和3年から固定資産税に適用っていうふうな部分があるんだけど、これは町のね条例とするのはね、私はもっとね、慎重にやるべきだというこ

とで反対します。

以上です。(寅谷議員降壇)

○議長(林貢君) ほかに討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論はないようでありますので、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は意義あるようですので起立による承認をいたしたいと思えます。

本案に賛成の方の起立を求めます。(賛成議員起立)

ご着席ください。(賛成議員着席)

起立多数であります。

よって、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第2号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第3、議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第3号議題、質疑、討論、採決



○議長（林貢君） 日程第4、議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第4号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第5、議案第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

◎議案第5号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第6、議案第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

---

◎議案第6号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第7、議案第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

---

◎議案第7号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第8、議案第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○3番（荒谷憲輝君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、3番、荒谷憲輝君。（荒谷議員起立）

○3番（荒谷憲輝君） ハイ、3番、荒谷憲輝です。

歳入の件でございますが、説明書の8ページ、17款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入が983万9千円となっており、全協の説明では旧榊、旧駅前集会所の土地建物の、土地建物と駅前中央団地1区画の売り払いとありましたが、それぞれの内訳をお伺いいたします。（荒谷議員着席）

○総合政策課長（濱浦幸夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、濱浦総合政策課長。

○総合政策課長（濱浦幸夫君） ハイ。（総合政策課長起立）

それでは荒谷議員の不動産売払収入のご質問にお答えいたします。

こちらは町有財産。土地と建物をです。3月の一般競争入札により売却しました。

旧榊集会所が370万円。旧駅前集会所が470万円と。それから駅前中央団地の面積が305.81平米の1区画が購入された分の約140万円でございます。

以上でございます。（総合政策課長着席）

○3番（荒谷憲輝君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、3番、荒谷憲輝君。（荒谷議員起立）

○3番（荒谷憲輝君） ハイ、ありがとうございます。

旧集会所の建物の評価とそれにかかる使用制限はあるのかをお伺いします。

また、中央団地1区画の売り払いは、駅前中央団地移住定住促進助成制度等を活用された購入であるのか。

さらに中央団地の物件売り払い状況をお伺いいたします。(荒谷議員着席)

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、濱浦総合政策課長。

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ。(総合政策課長起立)

それでは荒谷議員の再質問にお答えします。

1点目のですね。建物の評価と使用制限はあるのかというご質問だと思います。こちらにつきましては、旧榊集会所に関しましては平成29年度に行った不動産鑑定時において41年が経過しており、建物の経済価値は極めて低いとされたことから、建物の評価はゼロとなっております。

また、旧駅前集会所におきましては入札時にですね、築31年が経過し、不動産鑑定による経済的残存耐用年数が経過しているということから、同じく建物の評価はゼロとなっております。

それから使用制限の部分でございますけれども、こちらにつきましては両施設ともですね、条件付きで入札したわけでございませぬので、売却された方の自由となるということになりますので、使用制限はございません。

それから、2点目の定住促進助成制度を活用された購入であるかというご質問かと思えます。こちらにつきましては駅前中央団地を購入された方はですね、現在もう新築されてございます。それでかつ、若年夫婦、子育て世帯でございます。それで階上町駅前中央団地移住定住助成制度および階上移住定住新築応援プロジェクト事業補助金を活用されてございます。

最後ですけれども、物件の売り払い状況ということだと思います。現在8区画残っている状況でございます。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、3番、荒谷憲輝君。(荒谷議員起立)

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、町の事業計画について売り払い出来る物件を町民、事業者が目的をもって利活用していただくことや、各種施策などを確実に進めていただくことで、町や地域の発展、活性化につながると思いますので、更なるPR、他施策との連携を図ることも大事であると考えながら質問を終えさせていただきます。

ありがとうございました。(荒谷議員着席)

○議長（林貢君） そのほか、ありませんか。

○7番（長根岩夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、7番、長根岩夫君。（長根議員起立）

○7番（長根岩夫君） 7番、長根岩夫です。

一般会計歳出の説明書の12ページ、お願いいたします。3款1項5目、社会福祉費。プレミアム付商品券事業費148万2千円の減額となっております。全体では約33%が使われているという報告をいただきました。

しかしながら残る67%ですか、は活用されなかったことになるわけでございます。消費税の値上げ等による低所得者への配慮から出された事業であったかと思っておりますが、期待する成果としては少し小さいように思っております。

今後のためにもこのような成果を上げるための施策として、いかにこの活用がなされるか検証しておく必要もあるかと思えます。町のお考えを伺っておきたいと思えます。

次に13ページであります、3款2項2目、老人福祉費、低所得者利用者負担金対策事業費補助金であります。5万5千円の減額となっておりますが、当初予算では8万円と本当に少ない金額であります。

利用者やその用途についてお伺いしておきたいと思えます。

お願いいたします。（長根議員着席）

○健康福祉課長（長根清子君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、長根健康福祉課長。

○健康福祉課長（長根清子君） ハイ。（健康福祉課長起立）

それでは長根議員のご質問にお答えいたします。

まず、プレミアム付商品券事業でございますが、この事業は全国的にも多くの自治体で申請率が3割から4割と低く、課題となっております。町では対象者に個別通知をし、また、ホームページやはしかみ広報にも掲載し、PRに努めてまいりました。

後半には申請期間を延長したり再勧奨通知を出してまいりました。

しかし、非課税世帯の対象者2,857人のうち申請した方は950人、率で33.2%でした。

子育て世帯の世帯主には254名に引換券を送付いたしましたが、商品券を購入し

た方は114人、率は44.8%でした。

課題といたしましては、1つ目は申請をしなけりばならなかつたこと。2つ目は商品券は使用しやすいように500円券を10枚といたしましたが、商品券を最大2万円分購入しなけりばならなかつたことも率の低さの原因になつてゐると思われまふ。以上でございます、プレミアム商品券につきましては以上でございます。

続きまして、低所得者利用者負担金対策事業費補助金についてでございます。この事業は青森県の補助金を活用した事業になります。

内容は社会福祉法人が利用者自己負担分の経費について、4分の1を軽減した場合に、国、県、町が社会福祉法人にその経費の一部を補助するものです。軽減対象者は非課税者のうち5つの支給要件を満たす方となります。令和元年度の対象者は1名でした。サービス利用期間が4月から11月までとなり、5万5千円分の減額となりました。

以上でございます。(健康福祉課長着席)

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) ハイ、7番、長根です。

ただいまお伺いいたしましたが、プレミアム商品券については、非課税世帯を対象したものであると、を対象としたものであると。また、全国的にも同様33%程度の低い利用率であったと。色々手を尽くしたが、このような成果となつてゐるということでお伺いました。

その内容の中でも、プレミアム商品券。このプレミアム部分よりも購入額のほうが2万円ということですか。大きいということで、それが1番のネックになつたということのお話であるように思ひます。

低所得者ということで対象とするならば当然ながら、国の施策ということが1番大きいわけでありまふが、それに加えて当町でも何かしらの工夫を加えて対応することは出来なかつたのかと、残念に思つておりました。

今後においてコロナ関連による経済対策。また、このようなプレミアム商品券と同じような、同等のものが施策として拳がってくる可能性もあるように思ひます。

是非とも利用率が上がるような工夫をされて対応をしていただきますように希望しておきたいと思ひます。

また、低所得者への補助金であります、県の補助金を利用したものであると。利用者は1名であったということでございます。施設利用者を対象としたもののように思ひましたが、そしてまた、一般質問のほうで私もこの低所得者の問題について質問をさせていただいた経緯もありますので、少しお話をさせていただきたい

と思います。

低所得者世帯については、この当町、階上町においてもかなり数の補助制度があるように思っておりました。ただ、担当が福祉、健康福祉。あるいは教育関係など、かなりの数の施策に分かれているように思います。

低所得者のために、あるいは保護世帯も含めたことでありますが、この補助政策等の施策について一覧表を作成するなど、町民に出来るだけこの当町の補助政策について分かるように広報などで一度紹介してみたいかと思ひまして、ご検討をお願いしておきたいと思ひます。

お願いいたします。(長根議員着席)

○健康福祉課長(長根清子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、長根健康福祉課長。

○健康福祉課長(長根清子君) ハイ。(健康福祉課長起立)

貴重なご意見をありがとうございました。

まず、プレミアム付商品券の、申請率が低かったという問題でございますが、この内容が購入しなければならないということが1番やはり大きかったかと思われま。以前、消費税が8%アップした時の同様の目的で実施されました、臨時福祉給付金の事業の場合の申請率は95%から87%でございました。このような状況を踏まえますと低所得者の支援内容としては、対象者の生活状況にあった現物給付などの対策が有効かと考えられるところでございます。

そしてまた、低所得者の利用者負担金対策事業費補助金につきましては、少額の部分でございましたが、ご意見がありましたように、その他多数の施策がございますので福祉事業の一覧表等、今後制作して皆様にPRしてまいりたいと思っております。

以上でございます。(健康福祉課長着席)

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) ハイ。ありがとうございました。

色々お考えていただいているということでもあります。今後ともよろしくお願ひを申し上げて、今後とも町民に優しい行政としての広報活動なども含めて、進めていただきますように希望をして終わります。

ありがとうございました。(長根議員着席)

○議長（林貢君） そのほか、質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

---

◎議案第8号、議案第10号、議案第11号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） この際、日程第9、議案第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、日程第11、議案第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件までの、3件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、議案第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件までの3件は、これを承認することに決定いたしました。

---

◎議案第9号議題、質疑、討論、採決



○議長（林貢君） 日程第 12、議案第 9 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第 12 号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第 13、議案第 12 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

○7番（長根岩夫君） ハイ、議長。失礼します。（長根議員起立）

ちょっと聞き洩らしましたので申し訳ございません。

議案第 12 号では、

○議長（林貢君） 12 号でございます。

○7番（長根岩夫君） 質問はよろしいですか。（長根議員着席）

○議長（林貢君） もう、過ぎましたので。大変申し訳ありません。討論にもうな

ってますので。もう、討論まで終わりましたので。よろしいでしょうか。進行いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

---

### ◎議案第 13 号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第 14、議案第 13 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

---

### ◎議案第 14 号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第 15、議案第 14 号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 14 号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 15 号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第 16、議案第 15 号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 15 号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 16 号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第 17、議案第 16 号 令和 2 年度階上町一般会計補正予算(第 1 号)の件を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 16 号 令和 2 年度階上町一般会計補正予算(第 1 号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号 令和 2 年度階上町一般会計補正予算(第 1 号)の件は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 17 号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第 18、議案第 17 号 令和 2 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)の件を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 17 号 令和 2 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号 令和 2 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)の件は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 18 号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第 19、議案第 18 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 18 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第 19 号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第 20、議案第 19 号 階上町農業委員会委員の任命に当たり委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするることにつき同意を求めることについての件を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 19 号 階上町農業委員会委員の任命に当たり委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするることにつき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号 階上町農業委員会委員の任命に当たり委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするることにつき同意を求めることに

ついでに、これに同意することに決定いたしました。

---

### ◎議案第 20 号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第 21、議案第 20 号 階上町農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

この件は、先に地方自治法第 117 条の規定に該当するものについて審議を行い、その後、地方自治法第 117 条の規定に該当しないもの 13 名について審議を行うことといたします。

それでは除斥に該当すると認められます、郷州公典君の退席を求めます。（郷州議員退席）

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの地方自治法第 117 条の規定に該当するものについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、この件はこれに同意することに決定いたしました。

郷州公典君の除斥解除をいたします。（郷州議員着席）

次に、地方自治法第 117 条の規定に該当しないもの 13 名について、審議をいたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの地方自治法第 117 条の規定に該当しないもの 13 名の件は、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号 階上町農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

---

### ◎議案第 21 号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第 22、議案第 21 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 21 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

---

### ◎議案第 22 号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第 23、議案第 22 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 22 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

---

### ◎閉会中における継続審査の件

○議長（林貢君） 日程第 24、閉会中における継続審査の件を議題といたします。

総務財政常任委員長から、目下、委員会にて審査中の事件について、会議規則第 75 条の規定により閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

総務財政常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

○2 番（寅谷正君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、2 番、寅谷正君。

○2 番（寅谷正君） ハイ。（寅谷議員起立）

2 番、寅谷ですけれども。

今が初めてじゃなくて、多分、陳情で頻繁に出てきていた件だと思います。そういうことからすれば、もしかすとあまり真剣に見てなかったというふうになるかもしれないけれども、私がいたために紹介議員になったために、こういうふうにかけてもらってありがとうございます。

それで町の、現在ね、意見書この部分の採択はね、9 道県、189 市町村。合計 198 自治体。青森県内では町でもね、大間、平内、横浜、六戸。あとは風間浦村村とか六ヶ所とか、外ヶ浜町もありますね。こういうふうになってきて、特に海とか持っている部分のところはね、色々オスプレイも飛んだりしているのを見ているし、どこら辺が問題になって、そういうふうな理由が書いていますけども、もう少し詳しく話してもらえないでしょうかね。っていうのはなんかどうもこう、様子見をし



ているというか、なんとなくね、やっぱりいいものはいい、悪いものは悪いというね、そういうね、自治体判断がね、大事だと思います。

特に日本国憲法の上に位置付いてる日米地位協定であるので、なんとかね、そういう部分については、採択をして欲しかったのですけども。継続審査という部分ですけれども、そこの理由がもうちょっと詳しく話してもらえないでしょうか。様子見ではなく。(寅谷議員着席)

○議長(林貢君) ただいまのは異議ということですよ。

○2番(寅谷正君) まあ、そうですね。

○議長(林貢君) 異議があるようですので、起立により採決をいたしたいと思えます。

本案について賛成の方の起立、

○2番(寅谷正君) 委員長の説明はないんですか。

○議長(林貢君) 提案理由で説明しておりますので、まず、異議ということですので、起立による採決をいたしたいと思えます。

本案に賛成の方の、起立を求めます。

継続審査とすることに、本案に賛成の方の、起立を求めらるってことです。(賛成議員起立)

ご着席ください。(賛成議員着席)

起立多数によって総務財政常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

---

### ◎議員派遣の件

○議長(林貢君) 日程第25、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手許の配布資料のとおりといたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手許の配布資料のとおり決定いたしました。

---

### ◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（林貢君） 日程第 26、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

**（異議なしの声あり）**

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

### ◎町長挨拶

○議長（林貢君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

○町長（浜谷豊美君） それでは閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。去る6月6日開会の本定例会も本日をもって閉会となります。

色々なご意見もいただきましたが、議員各位にはご提案申し上げました議案につ

きましては、原案のとおり議決を賜り御礼申し上げます。

各議案の執行にあたっては、慎重を期してまいりたいと思いますので、よろしく  
お願い申し上げご挨拶といたします。

ありがとうございました。(町長降壇)

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（林貢君） これにて、令和2年第2回階上町議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前 11 時 00 分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長 林 貢

会議録署名議員 寅 谷 正

会議録署名議員 荒 谷 憲 輝